

京都市歴史的風致維持向上計画（２期）（令和３年３月２９日認定）
（最終変更 令和７年３月１３日）

口進捗評価シート(様式1)

R6 予算措置・事業完了

R6進捗評価
ページ番号

【1】組織体制(様式1-1)

1 京都市歴史まちづくり推進会議及び庁内連絡会	1
-------------------------	---

【2】重点区域における良好な景観を形成する施策(様式1-2)

1 新景観政策の取組	2
2 京町家保全・継承に関する取組	3
3 景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定	4～5
4 “京都を彩る建物や庭園”制度	6
5 「まち・ひと・こころが織り成す京都遺産」制度	7

【3】歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項(様式1-3)

【歴史的建造物の積極的な保全・活用と継承支援】

①歴史的建造物への技術的・財政的支援	
1 名勝無鄰庵庭園の整備	8
2 京都市指定登録文化財修理等助成事業	9
3 “京都を彩る建物や庭園”修理事業	事業完了(R6) 10
4 文化財の重点的修理推進事業	事業完了(R6) 11
5 市指定文化財防災対策重点強化事業	事業完了(R6) 12
6 伝統的建造物群保存事業	13
7 歴史的町並み再生事業(歴史的景観保全修景地区)	14
8 歴史的町並み再生事業(界わい景観整備地区)	15
9 歴史的町並み再生事業(歴史的意匠建造物)	16
10 歴史的町並み再生事業(景観重要建造物)	17
11 歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)	18
歴史的風致形成建造物の整備事業(京都市役所本庁舎再整備)	事業完了(R4)
12 歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業	19
13 指定京町家改修補助金	20
14 京町家改修助成事業(京町家まちづくりファンド)	21
②伝統的建造物の防災安全性向上	
15 木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業 (旧事業名:木造住宅耐震診断士派遣事業)	22
16 「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業 (旧事業名:まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業)	23
17 空き家対策推進事業	24
③歴史的建造物の活用・継承支援	
18 京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業	25
19 京町家マッチング制度	26

【歴史的町並み景観の保全・向上に関する事業】

①公共空間の整備	
道路修景整備事業 三条周辺地区	予算措置なし
道路修景整備事業 清水周辺地区	予算措置なし
道路修景整備事業 清水・祇園地区	事業完了(R3)
20 歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業	27
21 文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出	28
22 無電柱化等事業	29～30
②都市施設の充実	
都市公園事業【淀城跡公園】	予算措置なし
23 高瀬川再生プロジェクト	31
三条大橋再整備事業	事業完了(R5)
24 史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業	32
25 史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業	33
上ノ山古墳史跡公園整備事業	事業完了(R5)
26 名所説明立札等充実整備事業	34
③良好な景観の誘導	
27 寺社等及びその周辺の歴史的景観の保全(景観デザインレビュー制度の運用等)	35
歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物の道路等)	予算措置なし
28 屋外広告物適正化推進事業、広告景観づくり補助金交付制度、屋外広告物の簡易除却	36
市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)	事業統合
29 みやこ杉木普及促進事業(うち建築物の木造・木質化支援) (旧事業名:市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(うち非住宅施設の木造・木質化支援)・市内産木材を使った京のまちなみ推進事業(屋外広告物の木質化支援)の統合)	37
④緑地空間の整備	
30 雨庭整備事業	38

【歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上に関する事業】

①新景観政策の推進	
31 景観形成推進事業	39
②「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	
32 「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進	40
33 観光地交通対策	41
③森林景観の保全	
34 歴史的風土特別保存地区内の土地買入・施設整備及び維持管理	42
35 横断防止柵等への間伐材活用事業	43
四季・彩りの森復活プロジェクト	事業完了(R5)
36 「京都伝統文化の森」推進事業	44

【地域力を活かした歴史まちづくりの推進に関する事業】		
①地域住民主体の景観・歴史まちづくりの取組支援		
37 地域との協働による歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)作成		45
38 地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援		46
39 官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(岡崎地域)		47
40 西陣を中心とした地域の活性化		48
41 各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業 (北区「WAのこころ」創生事業)		49
42 各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業 (左京・地域ゆかりの文化 発信・継承プロジェクト)	事業完了(R6)	50
各区の歴史文化を活かしたまちづくりへの取組支援事業 (山科区明史跡の探訪等事業)	事業完了(R2)	
②歴史都市京都における密集市街地、細街路の防災まちづくりの取組推進		
43 防災まちづくり活動支援事業		51
44 防災まちづくり推進事業		52
45 細街路対策事業		53
【文化芸術・伝統産業の継承・後継者の育成】		
①保存と活用の社会・経済における好循環の創出		
46 「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業 (旧事業名:「伝統産業の日」関連事業)		54
47 京都市伝統産業ミュージアムの運営 (京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業)		55
48 京の「匠」ふれあい事業		56
49 市民狂言会		57
50 京都新能		58
②担い手・支え手の確保		
51 京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後継者育成制度、 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度		59
52 花街の伝統芸能保存育成事業		60
53 葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業		61
③新たなイノベーションの創出		
54 伝統芸能文化創生プロジェクト		62
【市民生活と調和した観光政策の推進】		
①観光客分散化等混雑緩和対応		
55 安心・安全な京都観光のための情報発信 (旧事業名:観光地の混雑状況の発信)		63
56 観光案内標識アップグレード推進事業 (旧事業名:観光案内標識設置事業)		64
②観光客マナー向上の取組		
57 地域と連携した観光課題解決等推進事業		65
【その他歴史的風致の維持及び向上に寄与する事業】		
①まちの活性化、魅力の発信		
京都・花灯路	事業完了(R3)	
58 魅力ある夜間景観づくり		66
②国内外への京都の魅力発信		
59 世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大		67
【4】文化財の保存又は活用に関する事項(様式1-4)		
1 文化財の調査及び指定・登録について		68
2 文化財の修理、防災防犯対策、周辺環境の整備など		69～70
3 文化財に関する普及・啓発、人材育成など		71
【5】効果・影響等に関する報道(様式1-5)		
1 効果・影響等に関する報道		72
【6】その他(効果等)(様式1-6)		
1 デジタル技術等を活用した歴史まちづくりの普及啓発		73
口法定協議会等におけるコメントシート		74

評価軸【1】-1
組織体制

令和6年度	
項目	現在の状況
京都市歴史まちづくり推進会議及び庁内連絡会	☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	「認定計画の推進及び連絡調整、認定計画の変更に関する協議、歴史まちづくりに関する周知、啓発及び推進に関する事項、歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取」を主な役割として法定協議会を設置し、協議会をプラットフォームとして京都の歴史まちづくりを推進。市内部には庁内連絡会議を設置。
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で	
■令和6年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議 (書面会議: 令和6年5月22日～令和6年5月29日、対面会議: 令和6年6月24日) →令和5年度実績及び計画の進行管理・評価に係る意見聴取(書面会議) →歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取(対面会議(非公開))。 11件の歴史的風致形成建造物指定候補について意見を伺う。 ■令和6年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議(対面会議: 令和7年1月31日) →令和6年度末の計画変更に係る意見聴取(公開) →歴史的風致形成建造物指定に係る意見聴取(非公開) 9件の歴史的風致形成建造物指定候補について意見を伺う。	
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
■計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	持続可能な歴史的風致形成建造物の指定のための組織体制構築や運用手法の確立が課題
状況を示す写真や資料等	
	
令和6年度第2回京都市歴史まちづくり推進会議	

進捗評価シート		(様式1-2)
評価軸(2)-1 重点区域における良好な景観を形成する施策		
項目		評価対象年度 令和6年度
		現在の状況
新景観政策の取組		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	(1)重点区域における都市計画との連携:重点区域の大部分は市街化区域で、一部が市街化調整区域であり、重点区域内では、一部の市街化調整区域を除きほぼ全域に高度地区を指定している。また、重点区域には景観地区(美観地区、美観形成地区)や建造物修景地区の全域を含んでおり、伝統的建造物群保存地区は4地区指定している。 (2)景観計画との連携:重点区域は全域が景観計画区域であり、景観計画において景観に関する基本方針等が定められている。 (3)市条例との連携:京都市市街地景観整備条例により、歴史的景観保全修景地区3地区、界わい景観整備地区8地区を指定しており、良好な景観の形成に努めている。また、京都市眺望景観創生条例により眺望空間における建造物の標高や形態・意匠・色彩等についての規制を行っている。さらに、京都市屋外広告物等に関する条例により、広告物に対する規制を行っている。 平成23年4月より、「市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みの整備」「デザイン基準の更なる充実」「優れた建築計画の誘導」「申請手続きの見直し、基準の明文化」を柱として、景観政策を進化させている。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
本市では、50年後、100年後も光り輝く京都の景観づくりを目指し、①建築物の高さ規制の見直し、②建築物のデザイン規制の見直し、③眺望景観や借景の保全の取組、④屋外広告物対策の強化、⑤歴史的な町並みの保全・再生を5つの柱として、平成19年9月より、新景観政策を実施している。 新景観政策を実施して以降、京都の景観がどのように保全・再生・創造されているのか、さらに、新景観政策がどのような影響を与えているのかなどを様々な角度から検証し、継続的に政策を進化させていくこととしている。 ☐魅力ある夜間景観づくり 市民、事業者、行政が協働してより魅力的な夜間景観づくりを進めていくための誘導指針「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を令和4年3月に策定した。夜間景観は一人一人の取組が大切であり、さらにそれが線や面へとつながっていくことが必要であるため、本指針を活用しながら、市民、事業者、行政で協働し取り組んでいく。 ☐地域景観づくり協議会制度 地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「地域景観づくり協議会」として市長が認定しており、定められた地区内において建築等をしようとする事業者は、市への景観関係の手続(美観地区の認定や屋外広告物の許可等)に先立ち、建築等の計画内容について協議会と意見交換を行うことを義務付けている。令和6年度末時点で16地域の協議会を認定している。 【歴史的風致・基本方針との関係】京都の優れた景観を保全・再生するための景観政策をさらに進化させ運用していくことにより、歴史的建造物を取り巻く町並みの整備が進み、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。 地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を認定し、建築計画時に意見交換を義務付けることで、地域力を活用しながら、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、社会経済情勢の変化を勘案しつつ、都市計画及び条例等の施行の状況について検討を加え、必要に応じて対応する。	
状況を示す写真や資料等		
京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針 地域景観づくり協議会として認定した 地域の町並み (祇園町南側地区)		

評価軸(2)-2

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目		評価対象年度	令和6年度
			現在の状況
京町家の保全・継承に関する取組			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容	歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。 歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修景地区及び界わい景観整備地区の両制度や街なみ環境整備事業制度の活用、京都市独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家などの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進してきたが、これまでの取組を歴史まちづくりの一環として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。 京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組みの検討などを行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

平成29年11月に制定した「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」において、趣ある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めるための地区や個別の京町家を指定する制度や、京町家の解体を含めた処分を検討される際に市に届出し、保全・継承に繋げる仕組みを定めた。

また、平成31年2月には、取組を総合的に推進するための「京都市京町家保全・継承推進計画」を策定し、条例に基づく地区や個別の京町家の指定、指定された京町家を対象とした改修や維持修繕に対する助成や事業者団体と連携した、京町家の所有者に対する活用方法の提案や活用希望者等とのマッチング(京町家マッチング制度)など、京町家の保全・継承に向けた支援を行っている。

(参考)(令和7年3月末時点)

- ・指定地区: 21地区、個別指定京町家: 1, 427軒(累計)
- ・指定京町家改修補助金交付件数: 44件、個別指定京町家維持修繕補助金交付件数: 8件
- ・京町家マッチング制度の利用件数: 60件(累計)

【歴史的風致・基本方針との関係】京町家等は「ハレとケのまち京都」の歴史的風致の重要な構成要素であり、全ての歴史的風致の基盤を支える要素でもある。これらの京町家等を住まいとして活用するために必要な取組であり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	条例に基づく指定の拡大、京町家の改修や維持修繕に対する助成制度や京町家マッチング制度などの利用の促進を図っていく。

状況を示す写真や資料等

個別指定京町家 指定状況

	指定日	指定件数			
1	平成30年9月28日指定（京都市告示第313号）	282軒	12	令和3年3月31日指定（京都市告示第668号）	86軒
2	平成30年11月20日指定（京都市告示第435号）	3軒	13	令和3年10月29日指定（京都市告示第388号）	12軒
3	平成30年12月28日指定（京都市告示第494号）	51軒	14	令和4年1月28日指定（京都市告示第549号）	35軒
4	平成31年4月17日指定（京都市告示第93号）	61軒	15	令和4年3月28日指定（京都市告示第632号）	26軒
5	令和元年6月26日指定（京都市告示第204号）	7軒	16	令和4年9月30日指定（京都市告示第380号）	26軒
6	令和元年10月10日指定（京都市告示第377号）	110軒	17	令和5年3月24日指定（京都市告示第717号）	45軒
7	令和2年1月8日指定（京都市告示第520号）	96軒	18	令和5年10月20日指定（京都市告示第389号）	48軒
8	令和2年4月3日指定（京都市告示第41号）	115軒	19	令和6年3月25日指定（京都市告示第682号）	55軒
9	令和2年8月7日指定（京都市告示第269号）	100軒	20	令和6年11月29日指定（京都市告示第532号）	30軒
10	令和2年11月18日指定（京都市告示第426号）	104軒	21	令和7年3月28日指定（京都市告示第782号）	34軒
11	令和3年2月10日指定（京都市告示第561号）	101軒		合計	1,427軒

指定京町家の改修事例

改修前



改修後



評価軸【2】-3

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目		評価対象年度	令和6年度																
景観重要建造物・歴史的風致形成建造物の指定																			
計画に記載している内容	歴史的風致形成建造物や景観重要建造物の指定を推進し歴史的建造物の保全・整備を推進。																		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付																			
歴史的風致の維持及び向上を図り、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物を核とした歴史的な町並みを保全・再生していくため、景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の新規指定を進めた。 また、京都市歴史的風致維持向上計画(2期)認定に伴い、重点区域が拡大し、歴史的風致形成建造物の指定件数が増える見込みであることから、歴史的建築物等の維持保全に関する専門家派遣制度も活用し、指定提案に必要な調査及び図面等の作成に係る支援を一体的に実施した。 ・令和6年度歴史的風致形成建造物、景観重要建造物の新規指定。 歴史的風致形成建造物新規指定:20件 景観重要建造物新規指定:4件																			
【歴史的風致・基本方針との関係】歴史遺産及びその周辺にある歴史的建造物を面又は点で指定し保全する取組により、地域の歴史的な様式の保全や、市街地景観の整備に繋がり、歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進される。																			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)																		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、積極的に歴史的風致形成建造物や景観重要建造物の指定を進める。																		
状況を示す写真や資料等																			
 岩佐家住宅 (景観重要建造物)  三条大橋 (歴史的風致形成建造物) 景観重要建造物 (令和6年度新規指定一覧) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tbody> <tr> <td>128</td> <td>旧近清酒店</td> <td>中京区</td> <td>木屋町通四条上る二丁目下樺木町206番地</td> </tr> <tr> <td>129</td> <td>嶋臺</td> <td>中京区</td> <td>東洞院通押小路下る船屋町423番地、423番地1、御池通東洞院西入仲保利町191番地1</td> </tr> <tr> <td>130</td> <td>秦家住宅</td> <td>下京区</td> <td>油小路通仏光寺下る太子山町592番地1、594番地1、594番地2</td> </tr> <tr> <td>131</td> <td>岩佐家住宅</td> <td>北区</td> <td>上賀茂南大路町78番地</td> </tr> </tbody> </table>				128	旧近清酒店	中京区	木屋町通四条上る二丁目下樺木町206番地	129	嶋臺	中京区	東洞院通押小路下る船屋町423番地、423番地1、御池通東洞院西入仲保利町191番地1	130	秦家住宅	下京区	油小路通仏光寺下る太子山町592番地1、594番地1、594番地2	131	岩佐家住宅	北区	上賀茂南大路町78番地
128	旧近清酒店	中京区	木屋町通四条上る二丁目下樺木町206番地																
129	嶋臺	中京区	東洞院通押小路下る船屋町423番地、423番地1、御池通東洞院西入仲保利町191番地1																
130	秦家住宅	下京区	油小路通仏光寺下る太子山町592番地1、594番地1、594番地2																
131	岩佐家住宅	北区	上賀茂南大路町78番地																

歴史的風致形成建造物
(令和6年度新規指定一覧)

2-79	三条大橋	中京区 東山区	中島町の一部、 大橋町の一部
2-80	谷口・前田邸	右京区	谷口園町14番、19番、20番
2-81	旅館花屋	下京区	仏光寺通油小路東入木賊山町180番1、182番
2-82	井山邸	中京区	富小路通御池下る松下町126番、128番
2-83	小倉邸	中京区	小川通三条下る狸々町118番
2-84	藤源法衣店(加藤邸)	中京区	六角通麩屋町東入八百屋町100番、101番
2-85	紫野・藤井邸	北区	紫野上御所田町8番
2-86	阿倉染工	下京区	中堂寺北町19番26
2-87	佐々木家住宅	上京区	上立売通堀川一丁西入下る藤木町783番1
2-88	旧里見邸	中京区	堺町通三条上る大阪材木町688番
2-89	伏見・藤井邸	伏見区	石屋町525番1、525番2、526番1、526番2、531番、 532番、指物町557番、558番
2-90	笹屋町通・鎌田邸	上京区	笹屋町通六軒町西入笹屋5丁目308番、309番
2-91	松ヶ崎・河村邸	左京区	松ヶ崎中町9番
2-92	醒ヶ井・住吉神社	下京区	醒ヶ井通高辻下る住吉町481番
2-93	紫野・若宮神社	北区	紫野雲林院町1番、2番
2-94	池善ビル	下京区	四条通小橋西入真町58番
2-95	西陣・横井邸	上京区	上立売通浄福寺半丁西入上る真倉町738番
2-96	藤井絞	中京区	新町通六角下る六角町365番
2-97	京都麻絲	山科区	竹鼻外田町22番、23番2、23番3
2-98	木屋町旧39番路地の町家	中京区	東木屋町通四条上る二丁目下樵木町208番、 208番1、208番5

評価軸【2】-4

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目	評価対象年度	令和6年度
		現在の状況
“京都を彩る建物や庭園”制度		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容

京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、維持・継承、活用を図る取組を推進する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

“京都を彩る建物や庭園”選定件数(令和6年度)17件 (累計)616件
 “京都を彩る建物や庭園”認定件数(令和6年度)14件 (累計)245件
 選定物件一覧(公表同意をいただいているもの)は <https://kyoto-irodoru.com/> で公開。
 また、選定物件の各所有者が抱える悩みや知恵を共有できる機会を提供する「所有者交流会」を、平成26年3月から毎年開催。
 平成26年11月には、認定物件について、文化財指定登録等を受け、更なる維持・継承の確実性を高めていくことを目的として、歴史的資産が持つ価値の保全、再生を図るための改修費の助成を行う“京都を彩る建物や庭園”ランクアップ事業を創設し、平成26年度から29年度までの4箇年で、8件の助成を行った。
 平成30年度から、選定(公開物件)・認定物件の保存を支援するため、彩る建物や庭園修理事業を開始し(同制度創設に伴い、ランクアップ助成制度は廃止)、平成30年度から令和6年度までの7箇年で、110件の補助を行った(令和6年度をもって彩る建物や庭園修理事業は廃止。令和7年度からは平成30年度以前の顕彰制度の姿に)。

【歴史的風致・基本方針との関係】これまで指定・登録され、保全が図られている歴史的建造物だけでなく、市民目線の残すべき建造物等について、保全・継承を図ることにより、地域の歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりが推進され、計画の進捗に大きく影響する。

進捗状況 ※計画年度との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	個人所有の物件について、相続問題や維持管理の経済的負担による消失の可能性が高いことから、歴史的建造物関連部局への情報提供や相談等により連携して対応していく。
状況を示す写真や資料等	

(制度概要)

市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物と庭園を公募によりリスト化・公表し、市民ぐるみで残そうという気運を高めるとともに、様々な活用を進めることなどにより、維持・継承を図る。(京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、“京都を彩る建物や庭園”審査会で審査し、審査会で制度の要件に合致していると認められたもののうち、所有者の同意を得られたものを選定する。選定されたもののうち、審査会において特に価値が高いと評価されたものについて認定する。

令和6年度選定・認定物件



選定「武田薬品京都薬用植物園展示棟」
(左京区)



認定「革島医院」
(中京区)

評価軸【2】-5

重点区域における良好な景観を形成する施策

項目	評価対象年度	令和6年度
まち・ひと・こころが織り成す京都遺産制度		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

計画に記載している内容

京都の地域社会、文化遺産を支える人や匠の技、精神性などに基づくテーマでまとめ、集合体として認定する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

平成28年1月に制度を創設した。

令和5年度には、京都遺産制度の普及・活用のため所管しているアプリ「京都遺産めぐり」に、源氏物語と平安京の魅力を発信するためのデジタルスタンプラリー4コースを追加した。令和6年度には、世界遺産「古都京都の文化財」を巡るウォーキングコースを4件追加した。

【歴史的風致・基本方針との関係】文化遺産を集合体として認定することで、文化芸術を活かしたまちづくり、さらには歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが推進される。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

観光振興、京都らしい景観まちづくりにつなげていくため、認定した文化遺産の維持、継承、活用のための情報発信、普及啓発を行っていく。

状況を示す写真や資料等

●令和6年度に追加したデジタルスタンプラリーコースの一例



評価軸(3)-1

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
		現在の状況
むりんあんていえん 名勝無鄰庵庭園の整備		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成23年度～令和10年度

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 名勝無鄰庵庭園は本市の貴重な文化財であり、保存と利活用の観点から必要な施設整備と効果的な運営を進める必要がある。現在に至るまで本格修理を実施した記録がなく、老朽化が進んでおり、このままでは文化財の価値を失うおそれがあるため、保存活用計画及び整備計画の策定、基本設計・実施設計を実施し、修理工事を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

平成27年度に策定した名勝無鄰庵庭園保存管理指針に基づき、維持管理を行っている。
 現在に至るまで、本格修理を実施した記録がなく、老朽化が進んでいることから、令和2年度から耐震診断を実施するとともに、保存活用検討委員会を開催し、令和3年度にかけて保存活用計画を策定した。また、令和4年度及び令和5年度は、耐震診断に関する追加調査や排水・電気インフラ等の調査を実施した。令和6年度は令和8年度以降の本格修理に向けて基本設計業務を実施した。令和7年度は実施設計業務を進めていく。

【歴史的風致・基本方針との関係】無鄰庵は琵琶湖疏水の水を利用し、山縣有朋が七代目小川治兵衛とともに造りあげた庭園をもつ邸宅であり、文化・芸術のまち京都の歴史的風致を形成している。当該施設の整備を図ることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用に繋がる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】母屋等が老朽化しており、本格修理に係る財源確保を図る必要がある。 【対応方針】文化庁からの補助金を確保するとともに、本市の財政状況を注視しながら一般財源を確保する。

状況を示す写真や資料等

無鄰庵(母屋からの東山の眺め)



評価軸(3)-2

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
京都市指定登録文化財修理等助成事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和58年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	京都市文化財保護条例に基づく京都市指定・登録文化財を保護し、地域の文化向上と発展に資するため、文化財保護事業を行う事業者に対して補助金を交付する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・京都市指定登録文化財(建造物)を保護し、市民の文化及び地域の文化の向上及び発展に資するため、文化財保護事業を行う者に対して補助金を交付する。令和6年度は、日下部(式部)家など18件の修理事業(建造物)を実施した。		
【歴史的風致・基本方針との関係】歴史的風致の重要な要素である市指定・登録文化財の修理を進めることにより、歴史的建造物の積極的な維持保全・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	傷みの進行を防ぐため早期の修理が可能なよう、配慮して事業を進める。そのため、所有者とのより一層の連携を図る。	
状況を示す写真や資料等		
市指定文化財・日下部(式部)家  修理前 ➡  修理後		

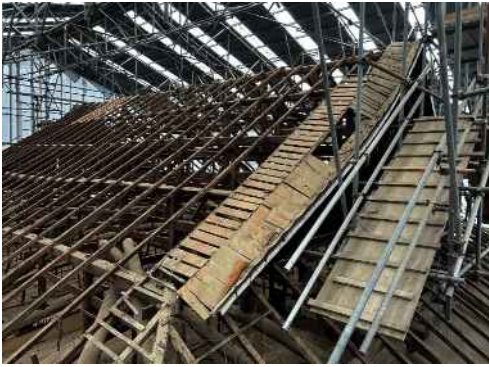
評価軸(3)-3

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
“京都を彩る建物や庭園”修理事業		☒ 実施済 ☐ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成30年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	“京都を彩る建物や庭園”制度により認定・選定した建物や庭園の維持・継承の確実性を高めるとともに、活用を促進することで、市民や観光客など多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として、修理事業等を行う事業者に対して補助金を交付する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
本事業は、“京都を彩る建物や庭園”で認定及び選定した建物や庭園について、維持・継承の確実性を高めるとともに、活用を促進することで、市民や観光客など多くの人が建物等に触れる機会を創出し、建物等の保護に対する理解を深めることを目的として、平成30年度に創設した。 令和6年度は、8件の修理事業に対して補助金を交付した。(令和6年度で事業終了)		
【歴史的風致・基本方針との関係】“京都を彩る建物や庭園”制度により認定・選定した建物や庭園の維持・継承は、歴史的建造物の積極的な維持保全・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。	
状況を示す写真や資料等		
“京都を彩る建物や庭園”制度の修理事例 徳平庵 茅葺き屋根葺替修理  修理前 ➡  修理後		

評価軸【3】-4

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
文化財の重点的修理推進事業		☒ 実施済 ☐ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	令和2年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	2025年大阪・関西万博の開催を控え、2024年度までの5年間に、文化財の修理補助の対象となる額の上限を拡大し文化財の重点的な修理を推進する。 補助を行う文化財の選定に当たっては、修理後の公開をはじめ、文化財を核とした地域の活性化に資する取組を積極的に進めるものを採択することにより、文化財の保存と活用の更なる好循環につなげる。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・2025年大阪万博の開催を控え、文化財が有する社会的・経済的価値を観光、産業、研究、まちづくりなどの様々な分野に活用し、地域の活性化につなげていくため、令和2年度から6年度までの5年間、京都市指定・登録文化財の修理補助の対象となる額の上限を拡大し、集中的に修理を推進する。令和6年度は1件(建造物)の修理事業を実施した。(令和6年度で事業終了)		
【歴史的風致・基本方針との関係】文化財の保護により、歴史的建造物の積極的な維持保全・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上に寄与する。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。	
状況を示す写真や資料等		
修理事例 市指定文化財・涌泉寺  修理中 ➡  修理後		

評価軸(3)-5

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和6年度
現在の状況			
市指定文化財防災対策重点強化事業		☒ 実施済 ☐ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	令和2年度～		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	令和元年のノートルダム大聖堂及び首里城での大規模火災を踏まえ、本市の貴重な財産である市指定・登録文化財について、確実に次世代に継承するため、自動火災報知設備や防犯カメラの設置・更新等に対する補助を拡充するとともに、消火器の設置についても補助し、防災対策を重点的に強化する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・令和元年度のノートルダム大聖堂及び首里城での大規模火災を踏まえ、本市の貴重な財産である市指定・登録文化財について、確実に次世代に継承するため、令和2年度から6年度までの5年間、「自動火災報知設備」、「防犯カメラ」の設置や更新等防災対策事業に対する補助を拡充するとともに、「消火器」の設置や更新についても補助し、防災対策を重点的に強化する。 ・令和6年度は、4件の防災対策事業に対する補助を実施した。(令和6年度で事業終了)			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。		
状況を示す写真や資料等			
 市指定文化財・安楽寿院 (大師堂北西) ➔  防犯カメラ設置  市指定文化財・安楽寿院 (門西) ➔  防犯カメラ設置			

評価軸【3】-6

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
伝統的建造物群保存事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和51年度～	
支援事業名	重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助	
計画に記載している内容	伝統的建造物群保存地区は、文化財保護法に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するために選定を行っている地区で、京都市では、産寧坂地区、祇園新橋地区、上賀茂地区、嵯峨鳥居本地区の4地区が伝統的建造物群保存地区に選定されている。 伝統的な様式を持つ建築物等については、修理・修景の際にその様式に従うことにより、保全を図っていく。また、伝統的な様式を失った建築物等については、伝統的建造物群保存地区保存計画に定められた基準に従って、周囲の伝統的建造物と調和するように順次修景を進め、地区の景観の向上に努めていく。また、これらに必要な費用の一部を補助していく。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物等に関する屋根修理工事等に対し助成を行った。 ・修理・修景助成：(令和6年度)15件		
【歴史的風致・基本方針との関係】歴史的風致の環境を形成している産寧坂、上賀茂、祇園新橋、これらの地区の修理・修景事業を進めることにより、歴史的建造物の積極的な維持保全・継承が図られ、京都市の歴史的町並みの継承へと繋がり、京都市の7つの歴史的風致の維持向上へと寄与する。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	伝統的建造物群保存地区の町並みの保全に当たっては、これまでどおり修理・修景事業を行っていくとともに、市民、事業者、行政等の伝統的建造物群保存地区に対する意識の向上、価値を改めて認識することが必要。	
状況を示す写真や資料等		
伝統的建造物群保存地区内の修理・修景事例(屋根)  →  修理・修景前 修理・修景後		

評価軸(3)-7

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
歴史的町並み再生事業(歴史的景観修景保全地区)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和47年度～	
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	
計画に記載している内容	京都市市街地景観整備条例に基づき市内3地区を指定している歴史的景観保全修景地区には、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的に指定する地区で、地区内の歴史的な様式を持つ建築物等については、その様式に従って修理を行うことにより、保全を図っている。また、歴史的様式を失った建築物については、歴史的景観保全修景計画に定められた基準に従って順次修景を進めている。これらの地区において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
評価軸②に示した新景観政策の5つの柱のうち、⑤歴史的な町並みの保全・再生のため、市街地景観整備条例に基づき歴史的景観保全修景地区内の歴史的建造物等の保全・再生に取り組んだ。 ・修理・修景助成:(令和6年度)7件		
【歴史的風致・基本方針との関係】<ものづくり・商い・もてなしのまち京都>の歴史的風致の環境を形成している祇園町南、宮川町、<文化・芸術のまち京都>の歴史的風致の環境を形成している祇園縄手・新門前、上京小川、これらの地区の歴史的建造物等を修理等に対して助成する取組は、京都市の7つの歴史的風致を後世に継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	当事業により助成対象となっている地区内の建造物は約890件であるが、その中には歴史的な外観意匠が崩れているものもある。これらをいかに修理・修景に結び付けられるか、検討が必要。	
状況を示す写真や資料等		
歴史的景観保存修景地区内の修理・修景事例(外壁杉皮)  修理・修景前 ➡  修理・修景後		

評価軸【3】-8

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
歴史的町並み再生事業(界わい景観整備地区)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和47年度～	
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	
計画に記載している内容	京都市市街地景観整備条例に基づき市内8地区を指定している界わい景観整備地区内の地域で市街地の景観を特色付ける建築物等が連なっている地域などを重要界わい景観整備地域としてさらに指定するとともに、界わい景観整備地区内において、町並みの景観を特色付けている建築物等を界わい景観建造物に指定している。 この地区内の重要界わい景観整備地域内の建造物等や界わい景観建造物において、歴史的な町並み景観の保全・整備を図るために必要な建築物等の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
評価軸②に示した新景観政策の5つの柱のうち、⑤歴史的な町並みの保全・再生のため、市街地景観整備条例に基づき界わい景観整備地区内の歴史的建造物等の保全・再生に取り組んだ。 ・修理・修景助成:(令和6年度)2件		
【歴史的風致・基本方針との関係】<祈りと信仰のまち京都>の歴史的風致の環境を形成している本願寺東寺、<祈りと信仰のまち京都及び暮らしに息づくハレとケ>の歴史的風致の環境を形成している上賀茂郷、<ものづくり・商い・もてなしのまち京都>の歴史的風致の環境を形成している上京北野、千両ヶ辻、先斗町、<伝統と進取の気風の地>の歴史的風致の環境を形成している三条通、<京の都を育む水・土・緑>の環境を形成している伏見南浜、<京の街道とその周辺>の環境を形成している西京極原、重要界隈景観整備地域内の建築物等や界わい景観建造物の修理等に対し助成することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・狩るようや歴史的町並み景観の保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	当事業により助成対象となっている地区内の建造物は約1,400件であるが、その中には歴史的な外観意匠が崩れているものもある。これらをいかに修理・修景に結び付けられるか、検討が必要。	
状況を示す写真や資料等		
界わい景観整備地区内の修理・修景事例(門)  修理・修景前 ➡  修理・修景後		

評価軸(3)-9

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度 現在の状況
歴史的町並み再生事業(歴史的意匠建造物)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成8年度～

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容 歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を京都市市街地景観整備条例に基づき歴史的意匠建造物として指定している。歴史的意匠建造物は、市内に106件あり、全て重点区域内にある。歴史的意匠建造物として指定した建造物の外観修景に必要な費用の一部の助成を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

評価軸②に示した新景観政策の5つの柱のうち、⑤歴史的な町並みの保全・再生のため、市街地景観整備条例等に基づき指定した歴史的意匠建造物の保全・再生に取り組んだ。

・修理・修景助成:(令和6年度)1件

【歴史的風致・基本方針との関係】歴史的風致の重要な構成要素である歴史的意匠建造物の歴史的な様式を保全することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	当事業により助成対象となっている建造物は106件あり、引き続き維持保全に係る支援を進めるとともに、相続税控除対象となる建造物指定(景観重要建造物や歴史的風致形成建造物)へ誘導していく。

状況を示す写真や資料等

歴史的意匠建造物の修理・修景事例(唐破風屋根)



修理・修景前



修理・修景後

評価軸(3)-10

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
		現在の状況
歴史的町並み再生事業(景観重要建造物)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成18年度～

支援事業名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)

計画に記載している内容 景観法に基づき、景観計画区域内の良好な景観の形成にとって重要な建築物等を景観重要建造物として指定している。景観重要建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。

評価軸②に示した新景観政策の5つの柱のうち、⑤歴史的な町並みの保全・再生のため、景観法に基づき指定した景観重要建造物の保全・再生に取り組んだ。

・修理・修景助成(歴史的風致形成建造物等との重ね指定を含む):(令和6年度)14件

【歴史的風致・基本方針との関係】歴史的風致の重要な構成要素である景観重要建造物の歴史的な様式を保全していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	当事業により助成対象となっている建造物の維持保全に係る支援を進めるとともに、景観上重要な歴史的建造物の指定拡大に向けた検討を進める。
状況を示す写真や資料等	

景観重要建造物の修理・修景事例(門)



修理・修景前



修理・修景後

評価軸【3】-11

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

		評価対象年度	令和6年度
項目		現在の状況	
歴史的町並み再生事業(歴史的風致形成建造物)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成21年度～		
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)		
計画に記載している内容	第7章歴史的風致形成建造物の指定の方針に記載した歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧に掲載し、歴史的風致形成建造物として指定した建造物の外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
評価軸②に示した新景観政策の5つの柱のうち、⑤歴史的な町並みの保全・再生のため、歴史まちづくり法に基づき指定した歴史的風致形成建造物の保全・再生に取り組んだ。 ・修理・修景助成(景観重要建造物等との重ね指定含む):(令和6年度)10件			
【歴史的風致・基本方針との関係】歴史的風致を形成している歴史的風致形成建造物の歴史的な様式を保全していくことは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		2期計画で重点拡大し、指定件数が増えるため、助成事業の予算確保が課題。引き続き指定建造物の維持保全に係る支援を進める。	
状況を示す写真や資料等			
歴史的風致形成建造物の修理・修景事例(鳥居)  修理・修景前 ➡  修理・修景後			

評価軸【3】-12

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和6年度
			現在の状況
歴史的建造物等の保全に向けた専門家派遣事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	令和3年度～		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	景観重要建造物等の指定を拡大し、歴史的景観の核となる寺社・近代建築物や周辺の伝統的な建造物の維持・保全を図るため、寺社等の歴史的建築物等の所有者の求めに応じて、維持保全・活用に詳しい専門家を派遣する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
派遣件数 … 2件実施			
【歴史的風致・基本方針との関係】寺社は京都の町の宗教的文化を引き継ぐものであり、様々な祭礼等の舞台となっている。近代建築物は、京都の近代化を象徴し、これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちの繋がりは、歴史的風致を代表するものである。これらの価値を市民と共有し、規制や支援、景観づくりに繋げることは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		維持保全・活用に詳しい専門家の確保が課題であり、関係各所と連携していく。	
状況を示す写真や資料等			



専門家派遣時の様子

評価軸【3】-13

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
指定京町家改修補助金		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成30年度～	
支援事業名	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)	
計画に記載している内容	京都市京町家の保全及び継承に関する条例(以下「京町家条例」という。)においては、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めるため、地区や個別の建物を指定することとしている。京町家条例に基づく指定地区内の京町家や個別指定の京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要な外観等に係る修理又は修景に必要な費用の一部の助成を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
助成実績(令和7年3月末時点) ・ 指定京町家改修補助金交付件数:44件 ・ 個別指定京町家維持修繕補助金交付件数:8件 (参考) 指定地区:21地区、個別指定京町家:1,427軒(累計)		
【歴史的風致・基本方針との関係】指定された地区内の京町家や個別で指定された京町家の改修等に対して助成することにより、京都の伝統的な町並みや暮らしの文化を守り育てるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、指定地区内や個別指定の京町家の支援を実施していく。	
状況を示す写真や資料等		
指定京町家の改修事例 改修前  ➡ 改修後 		

評価軸(3)-14

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
京町家改修助成事業(京町家まちづくりファンド)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	京町家改修助成事業:平成23年度～	
支援事業名	公益財団法人京都市景観・まちづくりセンターが実施	
計画に記載している内容	京町家まちづくりファンドは、寄付金を積み立て、その運用により、京町家の保全・再生・活用を促進し、取組を通じて、京町家に宿る暮らしの文化、空間の文化、まちづくりの文化の継承と発展、まちなみ景観の保全及び創造、さらには地域の活性化を図るものである。まちづくり活動を推進する京町家の改修や通り景観の修景により良好な景観形成につながるものを対象に改修事業を実施する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・令和6年度の応募案件は、京町家の改修で1件、通り景観の修景で1件が選定となった。 ・令和5年度に選定した案件がなかったため、令和6年度は助成を行っていない。		
【歴史的風致・基本方針との関係】京町家等は<暮らしに息づくハレとケのまち京都>の歴史的風致を形成しており、そのような物件に対して改修助成を行うことにより、また本市の歴史的町並み再生事業と連携することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	支出(助成額)と収入(寄附金等)の均衡による継続的な事業実施が課題であり、寄附拡大のため、引き続き寄附付き商品の開発及び個人・法人による寄附の拡大に取り組んでいく。	
状況を示す写真や資料等		
京町家まちづくりファンド 改修事例  旧キンセ酒店と旧39番路地 改修前 ➡  旧キンセ酒店と旧39番路地 改修後  リ・プラン京都LUXE 改修前 ➡  リ・プラン京都LUXE 改修後		

評価軸【3】-15

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
木造住宅及び京町家耐震診断士派遣事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成19年度～

支援事業名 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業R3～R7)、市単独事業

住宅の用途に供されている京町家（伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年（1950）以前に建築されたもの）等について、京都らしい伝統的な町並みを保全し、都市住居文化を支えるすまいとして住み継ぐため、構造の特徴に適した耐震診断手法により、地震に対する安全性を評価する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

＜派遣件数＞

- ・耐震診断:640件　うち京町家234件
- ・京町家基本計画作成:80件

【歴史的風致・基本方針との関係】京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用や歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

☒計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

- ・課題:耐震診断後、耐震改修の実施に至らない場合が多い。
- ・対応方針:耐震診断を実施した市民等に対し、事業者等と協働して、耐震化の働きかけを行う。

状況を示す写真や資料等

第6回 京都市
京都市・木造住宅
耐震診断士派遣事業

たい しん

耐震

無料

診断

※京都府・京都市・木造住宅
耐震診断士派遣事業

京都市が登録する
耐震診断士を
あなたの**家**に
派遣します！

申込期間

2024
4 / 月
8 12 / 金
27

対象の建物

京都市内にある木造の
一戸建て住宅
長屋または共同住宅

※ 本事業の対象は住宅であり
用途2号の店舗等を含む（1/25JL）
※ 延べ面積50㎡以下のもの

木造住宅

昭和56年5月31日以前
に建築された一般的な
構造の建物（※建替可）

京町家

昭和25年11月22日以前
に伝統的な構造で建築
された建物（※建替可）

診断後は、**京町家基本計画作成**もぜひご活用ください！[詳細はこちら](#)

対象者

対象建物の**所有者**
または**居住者**（予定を含む）

※ 診断の場合、1棟単位での診断になるため
隣りの方からの同意が必要
※ 診断の際には車の移動などの必要がございます

申込方法

ネット申込、郵送またはFAX

- ◆ 二次元コードから**専用フォーム**にアクセス！
- ◆ 郵送またはFAXの場合、裏面の申込用紙を送付
※ 必ず封筒に貼付をお願いします
- ◆ 郵送は、申込みから約2週間程度に実施します
※ 診断結果の郵送も、郵送のみで約2週間程度に実施します



QRコード
からアクセス







詳しくはこちら

京都市 耐震診断

[illegible]

事業チラシ(令和6年度)

京都市木造住宅耐震診断士等派遣申込書(令和6年度)

評価軸【3】-16

歷史的風致維：

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成24年度～

支援事業名 防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業R3～R7), 市単独事業

計画に記載している内容 耐震性が確実に向上する工事や防火改修工事をあらかじめメニュー化し、住宅の用途に供されている京町家の所有者等に対し、メニューに該当する耐震・防火改修工事に要する費用の一部を助成する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

助成件数:437件　うち京町家120件

【歴史的風致・基本方針との関係】京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

☒計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

・課題:京都市建築物耐震改修促進計画(以下「計画」という。)に掲げる、住宅の耐震化率95%(令和7年度末)の目標達成に向けて更なる取組が必要。
・対応方針:計画に掲げる取組(地域ぐるみの普及啓発の取組等)を引き続き推進する。

状況を示す写真や資料等

【有期】京都市
 新耐震・木造住宅
 耐震・防火改修支援事業

ま ち の 匠

たくみ ふらす

今こそ、すまいの耐震化！

耐震・防火改修 工事費を補助します

MACHINE TAKUMI+

工期 6、7年分だけ！

期間限定

「まちの匠」事業がさらに進化して再開！

申込期間 2024年4月18日（木）▶12月27日（金）

＜より安全に＞

本耐改修
最大 **200**万円

木造住宅
屋根の軽量化など

簡易改修
最大 **40**万円

最初の
一歩を守る

京町家
土台や柱の修繕など

簡易改修
最大 **60**万円

＜住み続けたい＞

本耐改修
最大 **300**万円

自分の家が壊れても、自分のだけの問題。と思っていませんか？

木造住宅が密集し、古い耐震が多い京都市では、地震時に建物が必要することで、道路を新築、道路や橋脚に支障をきたすおそれがあります。また火事や被害など、他へ広がりますといった課題も抱えています。今こそ、自分のいのちと地域の安全のために、すまいの耐震化と耐火改修が必要です！

京都市 京町家再生センター
KYOCHOGA SANGEN CENTER

京都市 木造住宅耐震・耐火改修支援事業

持続可能な開発目標
Sustainable Development Goals

詳しい情報は
京都市 まちの匠 Qで検索

地震や火災、京の地蔵・すまいを守る

「まちの匠・ぶらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業

対象の建物 京都市内にある木造の一戸建て住宅・長屋または共同住宅
※共同住宅は、一部部分の改修可能な戸数の1/2以上を占有する

木造住宅 昭和56年6月31日以前に完工 **京町家** 昭和58年11月22日以前に完工

対象者 対象建物の所有者または居住者(予定を含む)
※主として、京町家の所有者が、賃貸人または下請け人として行う必要がある

申請期間 2024年4月18日(木)から12月27日(金)まで
※予定がなくなり次第終了します

申請方法 京安心すまいセンターへ必要書類を持参または郵送

- ※詳細は、京安心すまいセンターで配発の「申請の手引き」をご覧ください
- ※すでに工事を開始または着手している建物は補助対象外です

完了報告は
**2025年
3月1日**まで

1 交付申請 交付申請書類の提出 → **2 交付決定** 工事契約・計画・着工 → **3 完了報告** 完了報告書類の提出 → **4 交付額決定** 補助金の請求受取

審査

※交付決定後、申請書類を提出し、審査を行います。

補助額

- ① 補助対象工事費の4/5
- ② 補助限度額

③ いずれか少ない方の倍額が補助上限
※令和6年度は、令和5年度に引き上げます

本格改修 上限 **80～200万円**
※本格的な耐震性により異なる

簡易改修 最大 **40万円**
※メニューにより異なる Op. 1～5まで

防火改修 最大 **40万円**
※メニューにより異なる Op. 1～5まで

京町家

上限 **100～300万円**
※本格的な耐震性により異なる

最大 **60万円**
※メニューにより異なる Op. 1～5まで

最大 **60万円**
※メニューにより異なる Op. 1～5まで

申請の受付 各回定例発表

安心すまいセンター
MIMAKO ANSHIN SUMAI CENTER

電話	075-744-1631 (朝9時～18時)	所在地	〒606-0827 京都市下京区大馬路1丁目 上ノ口上京町(京町家ビルディング1F)
FAX	075-744-1637	アクセス	
利用時間	午前9時30分～午後5時	バス	バス 4・17・206系統 大馬路駅 徒歩5分
休館日	水曜日・金曜日・第3火曜日 (お盆・年末年始は別途お知らせ)	電車	丸太町線 大馬路駅 徒歩5分 丸太町線 大馬路駅 徒歩5分

京安心すまいセンターは、
京町家の交付申請受付窓口です。

京町家ビルディング1階
京安心すまいセンター

事業リーフレット表紙(令和6年度)

事業リーフレット裏表紙(令和6年度)

評価軸【3】-17

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目	現在の状況	
空き家対策推進事業	☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成26年度～	
支援事業名	防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業(提案事業))	
計画に記載している内容	平成26年(2014)4月1日施行の「京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例」に基づき、「空き家の発生の予防」、「空き家の活用」、「空き家の適正な管理」、「跡地の活用」を目的とする各種施策により、空き家対策を総合的に推進していく。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
(令和6年度実績) ・地域主体の空き家対策取組学区 223学区(令和6年度末までの累計) ・地域の空き家相談員 247名登録(令和6年度末時点) ・空き家活用・流通支援専門家派遣制度 107件派遣 ・各区・支所における不動産(空き家等)活用相談窓口 150件相談 ・危険な空き家等への指導 勧告予告:226件 勧告:108件 命令予告:4件 命令:2件 行政代執行:1件		
【歴史的風致・基本方針との関係】 京町家は、暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致を形成しており、京町家をはじめとする住宅ストックの継承を図ることにより、良好な生活環境や景観の保全、地域コミュニティやまちの活力の向上につながるるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の積極的な保全・継承・活用につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	課題:権利関係が複雑化していることが原因で、空き家の活用等が進まない場合がある。 対応方針:専門家と連携の上、空き家の所有者調査及び権利関係の整理の促進を実施する。	
状況を示す写真や資料等		
行政代執行の事例  代執行前 ➔  代執行後		

評価軸【3】-18

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目	現在の状況	
京都市歴史的建築物保存活用計画作成支援事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成26年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」(平成24年(2012)制定、平成25年(2013)改正)の活用に当たっては、保存しながら使い続けるための建築計画や、建築物の安全性向上、維持管理に関する計画を記載した「保存活用計画」を作成することとしており、歴史的建築物の所有者に対し、保存活用計画作成に要する費用の一部を助成する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
これまで、江戸末期の京町家を大学のキャンパスとして用途変更・増築した事例や、昭和初期の小学校の校舎をホテルとして用途変更・増築した事例など、計28件(令和6年度末時点累計。うち、令和6年度は2件)について、建築物の価値を継承しつつ、保存活用した。 平成26年には、条例の活用促進を目的に、条例活用の際に必要な「保存活用計画」の作成費用の一部を助成する制度を創設した(令和5年度は補助事業を休止している)。また、平成29年には、京町家の浴室・便所等の水回りの増築や用途変更などの保存活用をさらに促進するため、標準的な規模の京町家に係る手続の合理化を目的に、建築基準法を適用除外する際の技術的基準(建築審査会の包括同意基準)を全国で初めて制定した。その結果、歴史的建築物の保存活用が推進された。 【歴史的風致・基本方針との関係】 歴史的建築物を「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に基づき活用していくことができることから、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の保全・継承・活用につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	制度の対象となる建築物の数と比較すると、活用件数が少ない状況であるため、関係部署や業界団体と連携を深めつつ、更なる制度の普及啓発に取り組んでいく。	
状況を示す写真や資料等		
適用事例(祇園甲部歌舞練場 R4.11建物工事完了)		
		
改修前 外観		改修後 内部
適用事例(郭巨山町会所 R4.6工事完了)		
		
改修前 外観		改修後 外観

進捗評価シート		(様式1-3)
評価軸【3】-19 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項		
項目		令和6年度 現在の状況
京町家マッチング制度		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成30年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	不動産業者・建築関連業者(設計・施工等)の団体と市が連携し、京町家の所有者に対し、京町家の活用方法の提案や活用希望者とのマッチングを行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・不動産業者・建築関連業者(設計・施工等)の登録団体数(令和6年度末時点) 7団体(102事業者) ・マッチング制度利用件数(令和6年度末時点) 累計60件(令和6年度 4件の新規利用)		
【歴史的風致・基本方針との関係】京町家の活用は、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全・継承を効果的に進めることができることから、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的建造物の保全・継承・活用につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	京町家所有者へのポスティング等により、制度の周知と利用の促進を図る。また、登録団体等と意見交換を行うなど、制度の課題等を共有し、本制度の利用者や登録団体にとっても利用しやすい制度となるよう、必要に応じて運用改善を検討していく。	
状況を示す写真や資料等		
マッチング制度を利用した活用事例  自己で数年間、活用者を探したが見つからず、マッチング制度を利用された結果、活用希望者とのマッチングが成立し、茶道等の文化体験施設として活用されている。 マッチング制度を利用した改修事例    京町家らしい外観に復原したいが、設計者や工務店の伝手がなくマッチング制度を利用し、指定京町家改修補助金を利用しながら、マッチングした設計者と工務店によって改修された。		

評価軸【3】-20

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和6年度
		現在の状況	
歴史的景観を保全・継承する京の道づくり事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成30年度～		
支援事業名	歴史的観光資源高質化支援事業・市単独事業		
計画に記載している内容	京都市では、世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の歴史的景観を保全・継承するため、平成30年(2018)10月から景観政策を充実させたところであり、京都市眺望景観創生条例に視点場に指定された寺社等の周辺の通りのうち本市が管理する道路を対象に、「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」として、周辺景観に配慮した舗装等を行っている。こうした市内全域にわたって歴史的な町並みの魅力を高める取組により、文化的な関心が高い外国人観光客の満足度の向上を図るとともに、清水・嵐山・伏見稲荷など特定の観光地に集中する外国人観光客の分散化及び市内各地への周遊促進を図る。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
仁和寺周辺において、歩道部の景観舗装工事が完成。(L=429m)			
【歴史的風致・基本方針との関係】 寺社周辺は祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、本事業を実施することにより、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み景観全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並みの保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、「歴史的景観を保全・継承する京の道づくり」として、周辺景観に配慮した舗装等を行う。R7年度は、大徳寺(今宮門前通)の設計業務を予定している。		
状況を示す写真や資料等			
 			
舗装後			

評価軸【3】-21

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成28年度～

支援事業名 市単独事業、歴史的観光資源高質化支援事業

計画に記載している内容 石畳風アスファルト舗装等による道路のリニューアルを実施し、周辺にお住まいの方々や、訪れる観光客が安全で快適に通行できる通行環境と「おもてなしの心」を表す良好な道路空間を創出する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

京都日吉美山線における石畳風舗装工事が完了(L=89m)

【歴史的風致・基本方針との関係】

世界文化遺産等の周辺は、祈りと信仰のまち京都や暮らしに息づくハレとケのまち京都の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、良好な道路空間の創出により、統一感のある歴史的な町並みの形成や町並み全体の質の向上を図ることができ、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、文化首都・京都にふさわしい、良好な道路空間の創出を進める。R7年度は、嵯峨緯114号線、嵯峨緯66号線の2路線で石畳風舗装を予定している。

状況を示す写真や資料等



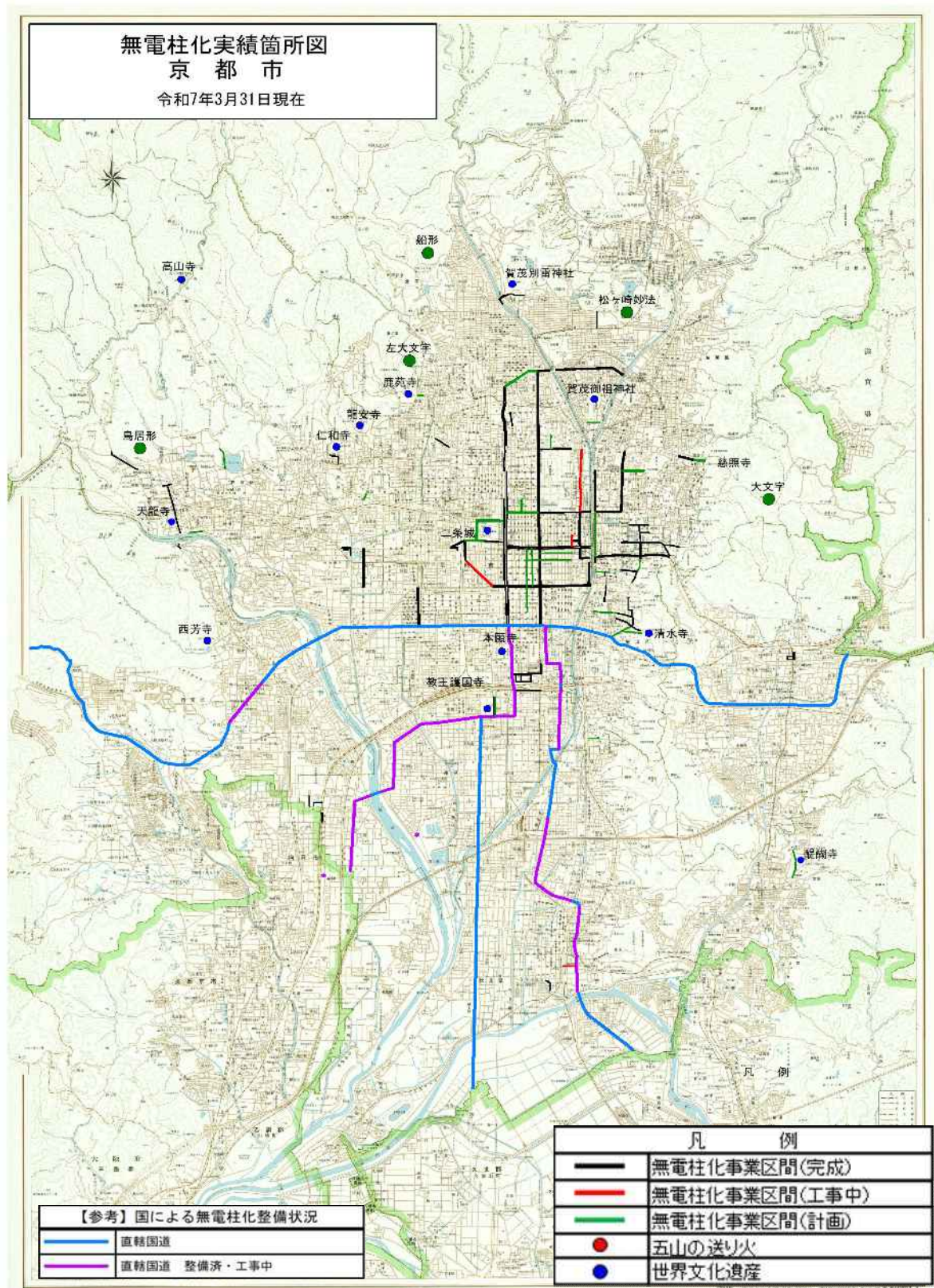
舗装後

評価軸【3】-22

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

		評価対象年度	令和6年度					
項目		現在の状況						
無電柱化等事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手						
事業期間	銀閣寺:平成21年度～令和3年度、先斗町:平成27年度～令和3年度、河原町通:平成30年度～							
支援事業名	防災・安全交付金(道路事業)、無電柱化推進計画事業補助制度							
計画に記載している内容	幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区(世界文化遺産周辺、伝統的建造物群保存地区など)について、電線共同溝の整備や架空線整理、無電柱化事業を推進している。							
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で								
令和6年度は、河原町通等の幹線道路において、引き続き電線類を地中化する電線共同溝工事を実施した。また、景観にとりわけ配慮する地区の無電柱化の実施に向けて設計等を実施している。								
【歴史的風致・基本方針との関係】 世界遺産周辺や伝統的建造物群保存地区周辺は＜祈りと信仰のまち京都＞や＜暮らしに息づくハレとケのまち京都＞の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成しており、無電柱化を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。								
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)						
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		現在、計画どおり進捗している。 引き続き、無電柱化候補路線中、諸条件が整った路線から無電柱化を推進していく。						

京都市域無電柱化事業実績箇所図



評価軸【3】-23

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
高瀬川再生プロジェクト		現在の状況
		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 令和2年度～

支援事業名 市単独事業・観光資源高質化支援事業・都市構造再編集集中支援事業

計画に記載している内容 将来にわたって、高瀬川を保全していくため、河道の美装化を実施し、常に一定水量を確保するよう平成22年度から高瀬川再生プロジェクトを実施している。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和6年度は、五条通～七条通南の区間の一部について、護岸工事を実施した。

【歴史的風致・基本方針との関係】

市民に水辺の憩いと潤いをもたらし、＜千年の都を育む水・土・緑＞の歴史的風致を形成している。高瀬川の保全が進むことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応

実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)

■計画どおり進捗している
☐計画どおり進捗していない

【課題】 整備に際し、地元等の意見を丁寧に聴いて進める必要がある。
 【対策方法】 高瀬川フォーラムの開催やアンケートを実施することにより、地元等との合意形成を図る。

状況を示す写真や資料等



事業位置図

整備前
(六軒橋下流)整備後
(六軒橋下流)

評価軸【3】-24

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
史跡山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 令和元年度～

支援事業名

計画に記載
している内容

史跡山科本願寺跡及び南殿跡については、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づく細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした山科本願寺跡及び南殿跡における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和3年4月に開園した史跡山科本願寺跡公園の北側及び北東側の敷地を追加指定し、令和5年度にその一部について補償調査と不動産鑑定を実施した上で、令和6年度に公有化した。今後予定地全体を公有化したのち、公園整備事業を開始する。

【歴史的風致・基本方針との関係】

屈曲する土塁・堀に囲まれた中世寺内町という全国でも特異な史跡の特徴と価値を有しており、＜京の街道とその周辺＞の歴史的風致を形成しており、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。

状況を示す写真や資料等



整備予定地



評価軸【3】-25

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
		現在の状況
史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 令和5年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容

史跡平安宮跡(豊楽院跡)については、平安宮の中核施設であることから、我が国の歴史を明らかにし、本市の成り立ちを考えるうえで極めて重要な遺跡であり、遺産相続に基づく細分化・売却・開発等から守るため公有化を進めている。公有化後は、文化財保護法における文化財の保護・継承・活用を前提とした史跡平安宮跡(豊楽院跡)における史跡公園仮整備の基本計画に基づき史跡公園整備を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

整備に向けて、逐次公有化を進めており、令和5年度に対象地の一つについて補償調査と不動産鑑定を実施した上で、令和6年度にその公有化を実施した。

【歴史的風致・基本方針との関係】

平安京遷都から千年の時を超えて我が国の都であった京都において＜暮らしに息づくハレとケのまち京都＞の歴史的風致を形成しており、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。

状況を示す写真や資料等


☒ 史跡指定範囲

☐ 保存を要すべき範囲(公有化可能性範囲)

0 50m

事業実施範囲

評価軸【3】-26

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
名所説明立札等充実整備事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成30年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	国内外からの観光客の受入環境整備や、隠れた観光資源に焦点を当てることによる観光客の市内各所へ分散化に加え、市民が地域への誇りを高め、京都の魅力を再認識することを目的に、多言語で史跡や寺社等の由緒や見所等を発信している名所説明立札の維持管理等を行う。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
市内各所への誘客、分散化を目的に地域の人しか知らない魅力ある観光名所の由緒や見所を説明した名所説明立札(駒札)を約680か所以上設置しており、駒札の老朽化や破損に対応した修繕を行うとともに、一部新規設置を実施している。 ※令和6年度実績 修繕3基(下京区1基、東山区1基、山科区1基)、撤去7基		
【歴史的風致・基本方針との関係】 これらの多言語表記を実現することにより、国外から訪れる人々の利便性の向上につながるとともに、これらの人々が京都の7つの歴史的風致に触れ、理解を深めてもらう機会が創出され、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながるとともに、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。	

状況を示す写真や資料等

石像寺(上京区花車町)支柱交換



山名宗全(上京区山名町地内)支柱交換



膏薬辻子(下京区新釜座町地内)支柱修繕



随心院(山科区小野御霊町)支柱修繕



評価軸【3】-27

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
社寺等及びその周辺の歴史的景観の保全(デザインレビュー制度の運用等)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成30年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 世界遺産をはじめとする寺社や御苑、離宮、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産と一体となって形づくられている歴史的景観を保全し、未来へ継承するため、景観デザインレビュー制度を実施するとともに、「景観情報共有システム」の運営を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

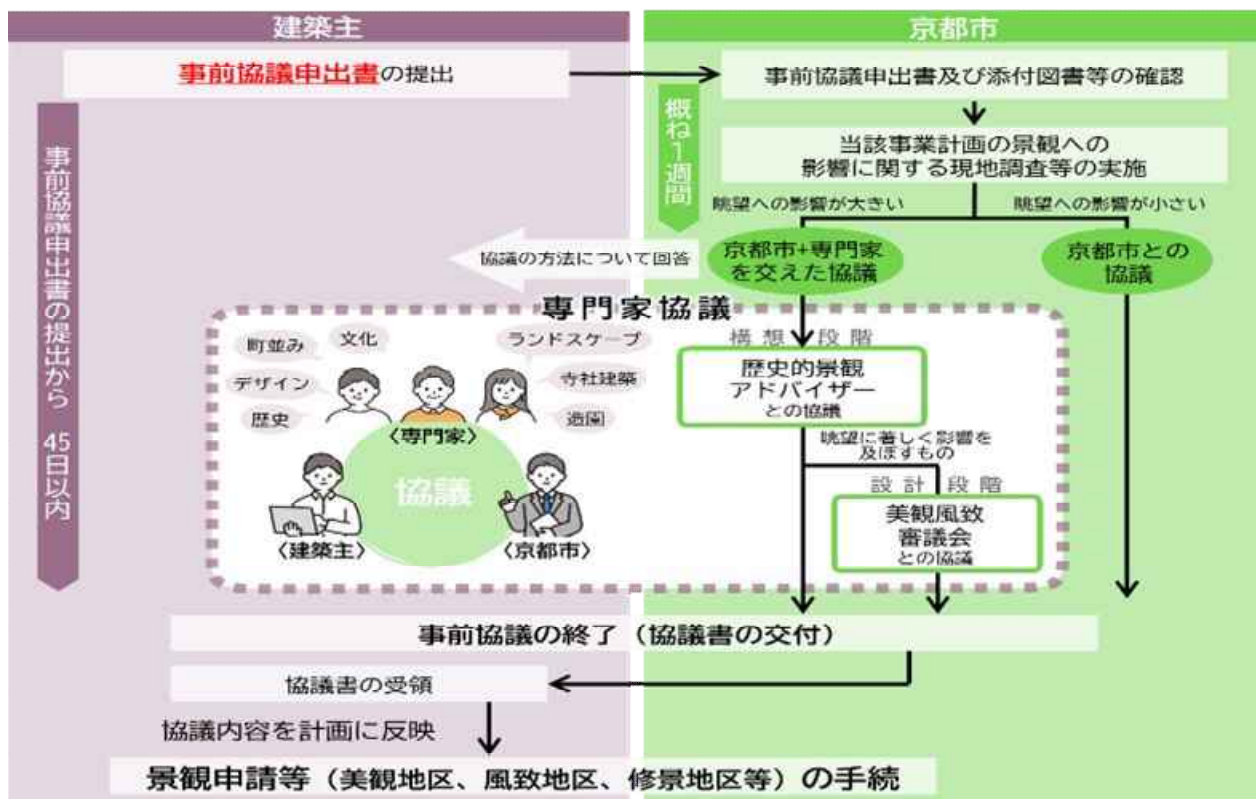
眺望景観創生条例に基づく事前協議(景観デザインレビュー) … 72件実施

【歴史的風致・基本方針との関係】

寺社は、＜祈りと信仰のまち京都＞＜暮らしに息づくハレとケのまち京都＞の歴史的風致を形成しており、これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちのつながりは、歴史的風致を代表するものである。これらの価値を市民と共有し、地域特性を生かした良好な建築計画の誘導を図ることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、事前協議を実施する。

状況を示す写真や資料等



事前協議(景観デザインレビュー)フロー図

評価軸【3】-28

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
屋外広告物適正化推進事業、広告景観づくりデザイン助成事業、屋外広告物の簡易除却		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和31年～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 京都市屋外広告物等に関する条例により、広告物に対する規制を行うとともに、優良な屋外広告物を設置する者に対し、設置費用等を補助する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

□屋外広告物に関する令和6年度の取組

京都にふさわしい広告景観を形成するため、平成24年度から屋外広告物対策を抜本的に強化し、屋外広告物制度の定着促進、是正のための指導の強化と支援策の充実、京都にふさわしい広告物の普及促進を3つの柱として取り組んできた結果、取組前、市内に表示される屋外広告物の約7割が違反状態にあったものが、令和6年度末時点では、約99.2%の屋外広告物が条例の趣旨に沿った適正な表示となった。

①景観支障のある案件の解消(更なる適正化の取組)の推進

景観支障のある案件については、引き続き、是正指導に取り組み、残る景観支障のある屋外広告物は、令和6年度末時点で約340件まで減少している。

②京都にふさわしい広告景観を創出する屋外広告物の普及・誘導
休止中

③屋外広告物の簡易除却

パトロール及びボランティアの協力により、約1,400枚の違反はり紙・はり札を除却した。

【歴史的風致・基本方針との関係】地域の特性に応じた規制や条例の趣旨に沿った是正指導、また、京都にふさわしい広告物に対する補助を行うことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが更に推進される。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。

状況を示す写真や資料等

令和6年度屋外広告物の簡易除却におけるボランティア協力事例



評価軸【3】-29

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
みやこ杉木普及促進事業(うち建築物の木造・木質化支援)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 令和5年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 市内産木材を利用した建築物の木造・木質化を支援する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

昨年度に引き続き、非住宅施設の木造・木質化や屋外広告物の木質化を支援する。

【歴史的風致・基本方針との関係】

平安建都以来、適材適所で木を暮らしに取り入れ、木を使った建築や町並みが多く残る「木の文化首都・京都」において、市内産木材を使った建築物の木造・木質化を支援することは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承する上で重要であり、長い年月をかけて形成されてきた歴史的町並み景観を保全・向上することに加え、木材利用を通じた森林の適正な維持管理の促進により、伝統文化や産業、観光にも影響を与えてきた京都の基盤でもある美しい森林景観の保全にもつながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし。

状況を示す写真や資料等

令和6年度に補助金を活用した木質化事例



評価軸(3)-30

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和6年度 現在の状況
雨庭整備事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	令和元年度～		
支援事業名	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業、市単独事業		
計画に記載している内容	雨水を一時的に貯留しゆっくり地中に浸透させる構造を持った植栽空間「雨庭」を、京都の作庭技術を活かして市内に整備する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・十条烏丸交差点に雨庭を整備(整備面積:134m ² 、雨水貯留量:11.8m ³) ・京阪淀駅西口に雨庭を整備(整備面積:100m ² 、雨水貯留量:16.6m ³)			
【歴史的風致・基本方針との関係】 京都の伝統文化の一つである作庭技術は、＜文化・芸術のまち京都＞の歴史的風致を形成しており、本市が進めている雨庭整備は、こうした作庭技術、あるいは京都産の造園資材や在来種植物を取り入れることで、身近な公共空間において、庭園文化を感じられる質の高い空間の創出を推進する。本事業を推進していくことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的町並み景観の保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		整備後の日常管理について、地域や沿道等の住民に協力を求め、理解を得る必要がある。	
状況を示す写真や資料等			

雨庭整備



十条烏丸交差点



京阪淀駅西口

評価軸(3)-31

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和6年度 現在の状況
景観形成推進事業			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成19年度～		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	新景観政策の推進にあたり、継続的に施策を検証し、市民や事業者への周知及び意見交換を実施している。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
本市では、平成19年9月から新景観政策を実施するとともに、継続的に政策を進化させていくために、平成22年度末に、景観政策検証システムを構築している。このシステムは、「計画—実施—検証—改善のPDCAサイクル」により景観政策を持続的に検証することを目的に、①景観政策を検証し、その結果を「京都市景観白書」として作成して市民等に周知する仕組み、②市民や事業者の皆様と意見交換を行う仕組みにより構成されている。 ①「京都市景観白書」について 平成22年度以降、5年ごとに京都市景観白書を発行しており、その間の年度については、掲載されているデータや写真、取組等を更新した「京都市景観白書データ集」を発行している。 <発行年月> ・平成23年3月「平成22年度京都市景観白書」 ・平成28年3月「平成27年度京都市景観白書」 ・令和3年3月「令和2年度京都市景観白書」 ②市民や事業者の皆様との意見交換 平成24年3月に「平成23年度京都市景観市民会議」を開催し、平成25年度以降は毎年「京都市景観市民会議」を開催することで、市民や事業者の皆様と意見交換を実施している。(令和3年度から令和6年度までは未開催) 【歴史的風致・基本方針との関係】 京都の景観を守りながら、未来に向けて優れた文化を創造し続けるため、景観政策を持続的に検証していくことにより、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		令和6年度は、景観白書データ集を発行した。 令和7年度は、景観白書の発行及び景観市民会議の開催を予定する。	
状況を示す写真や資料等			
 令和2年度 京都市景観白書  令和3年3月 京都市  令和2年度京都市景観白書   令和2年度京都市景観市民会議の様子			

評価軸【3】-32

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
		現在の状況
「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成18年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 歴史的都心地区を中心とした「まちなか」で四条通の歩道拡幅と公共交通優先化等を推進。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

・四条通歩道拡幅工事完成(平成27年10月末)
 ・平成30年度は地上機器の移設及び美装化を完了(これをもって四条通歩道拡幅事業完了)。
 <効果>
 ○四条通の歩行者交通量
 整備後9年の歩行者交通量(令和5年11月～令和6年10月)は整備前(平成25年11月～平成26年10月)と比べて9.7%増加
 ○車両交通量
 四条通は約4割減、周辺の幹線道路も1～2割減少
 ○アンケート調査では、約8割の人が整備前と比べて「歩きやすくなった」と回答

【歴史的風致・基本方針との関係】

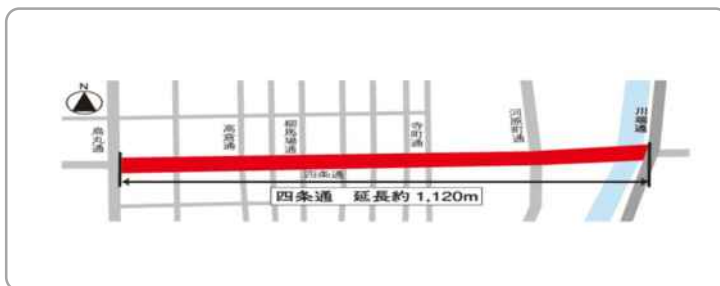
祇園祭の山鉾が巡行するなど歴史ある四条通の景観に配慮した舗装等を行うことで、歴史都市に相応しい歩行者の賑わいによるヒューマンスケールのまちの実現に寄与し、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	・整備後の四条通におけるエリアマネジメントの推進 ・四条通とその周辺細街路における通過交通の流入抑制の推進 ・歩道拡幅に伴う効果検証
状況を示す写真や資料等	

●四条通の歩道拡幅の概要

市内最大の繁華街である四条通(烏丸通～川端通間)で
 公共交通優先と歩行空間の創出を図るため
 4車線を2車線化し歩道を拡幅

平成24年 1月 都市計画決定
 平成26年11月 整備工事着手
 平成27年10月 整備工事完了



●整備前写真



●整備後写真



●主な整備項目



●四条通整備後の効果検証・影響検証

■車道の状況(平成18年比)

- ・四条通(堀川通～川端通)の交通量…約4割減少
 - ・四条通周辺の幹線道路の交通量…約1～2割減少
- ※平成27年11月に実施した交通量調査による。

●学会賞等の受賞

- 多角的な視点からの評価を受け、3つの表彰を受賞
- ・国際交通安全学会賞(業績部門)
 - ・日本都市計画学会賞(石川奨励賞)
 - ・土木学会賞(技術賞)
 - ・全国街路コンクール(会長賞)



【四条河原町交差点に設置した記念碑】

評価軸【3】-33

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
観光地交通対策		現在の状況
		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成13年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図るため、秋の観光ピーク期の11月に、嵐山地域で平成13年度から、東山地域で平成16年度から、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携した交通対策を実施し、歩行者の安全性の確保と交通の円滑化を図っている。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

秋の観光シーズンに京都府警察等の関係機関と連携の下、臨時交通規制等の交通対策をパークアンドライドと併せて実施し、交通の円滑化と安全な歩行空間を創出した。

【歴史的風致・基本方針との関係】

交通対策の取組は、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与するとともに、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、秋の観光ピーク期に、嵐山・東山の2地区において、地元住民・商業者及び京都府警等の関係機関と連携し、臨時交通規制等の交通対策を実施する。
状況を示す写真や資料等	

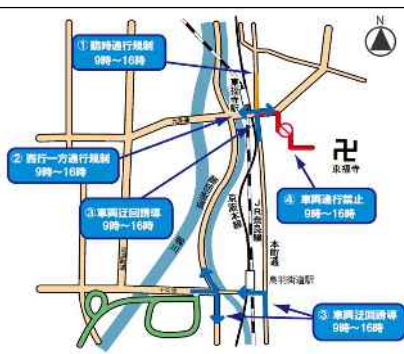
【嵐山】



【嵐山地区】

交通規制に応じた来訪者等への誘導の様子

【東山】



【東山地区】

東山五条交差点における臨時交通規制の様子

評価軸【3】-34

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
歴史的風土特別保存地区内の土地買入、施設整備及び維持管理		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和42年度～

支援事業名 古都保存事業(R5～R9)、市単独事業

計画に記載している内容

- ・「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」第11条に基づき、歴史的風土特別保存地区内の現状変更不許可となった土地の所有者から買入れ申出を受けた場合、歴史的風土の保存上必要があるものに対して買入を実施。
- ・歴史的風土特別保存地区内において歴史的風土の保存に関連して必要とされる施設の整備。
- ・古都法第12条に基づき、買入地の歴史的風土を維持保存するため、適正に管理する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

【土地買入事業】

約0.4haの買入れを実施。(歴史的風土特別保存地区指定面積は約2,861ha、昭和42年度からの買入地の総計は令和6年度末で約289.1ha(指定面積の約10.1%))

【施設整備事業】

嵐山地区内において森林整備のための毎木調査等を実施(約2.8ha)

【維持管理事業】

- ・買入地において樹木の剪定、除草、立入防止柵の修繕、清掃等を実施。
- ・病害虫による被害木の伐倒駆除等(令和6年度実績:松くい虫被害木駆除81本、カシノナガキクイムシ治療・脱出防止・未然防止対策・伐倒駆除18本)を実施。
- ・使用許可や無償管理協定等の契約により植生等管理や施設管理を行っている。

以上の取組により、歴史的風土の保存と再生が図られた。

【歴史的風致・基本方針との関係】

交通対策の取組は、歩いてこそわかる歴史都市・京都の奥深い魅力を五感で堪能できるヒューマンスケールのまちの実現に寄与するとともに、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	「京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン」に基づく森林整備を推進していくために、小倉山における森林再生等の取組等とおして活動に関わる組織づくりや活動を支える人材育成のあり方などを検証・構築し、森林景観づくりの輪を三山全体に広げ、全市的な森林景観づくりの機運を高めていく。

状況を示す写真や資料等



嵐山地区における森林整備のための毎木調査等
(施設整備事業)



修学院地区における樹木剪定(買入地維持管理)

評価軸【3】-35

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
横断防止柵等への間伐材活用事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成21年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容

間伐材を利用した道路付属物等の設置。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

京都御所周辺において、間伐材を使用した転落防止柵を設置した。(L=118m)

【歴史的風致・基本方針との関係】

世界文化遺産や観光地等の周辺において、市内産木材の間伐材を利用した横断防止柵等を設置することは、森林に適正な維持管理につながるとともに伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	引き続き、間伐材を活用した転落防止柵の整備を進める。

状況を示す写真や資料等



整備後

評価軸【3】-36

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
「京都伝統文化の森」推進事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成19年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	東山風景林を活動拠点として、市民や法人等と協働しながら、増え過ぎたシイの伐採や適地適木の植栽等による森づくり等を展開し、京都に根付く貴重な歴史的・文化的資産の継承と自然力・文化力・人間力の再創造を目的に活動する団体へ運営経費を補助している。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
<令和6年度実績> 森林整備・景観対策事業 ・将軍塚の森づくり(参加者数:26名) ・清水山の森づくり(参加者数:29名) ・東山風景林相改善事業 ・キクタニグの咲く菊溪の森づくり(参加者数:59名(2日間延べ)) 文化的価値発信事業 ・公開セミナー「日本とチベットの『祭り』から迫る山と人のつながり～災害を生き抜く伝統の知恵～」(参加者数:29名) ・公開セミナー「京の東山に築かれた戦国時代の山城 一乗寺山城跡を巡る」【荒天中止】 ・公開セミナー「京都の文化と自然 庭園とコケと借景の文化生成」(参加者数:38名)		
【歴史的風致・基本方針との関係】		
森づくりを支援することは、森林の適正な維持管理につながるとともに伝統文化や伝統産業にも影響を与えてきた京都の景観の基盤とも言える美しい自然景観を守ることとなり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、歴史的風致をとりまく周辺環境の保全・向上につながる		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	新たな資金源の確保が喫緊の課題であることから、他団体との連携取組の推進により知名度の向上及びサポーターの拡充を図る。	
状況を示す写真や資料等		

森林整備・景観対策事業実施状況

キクタニグの花咲く菊溪の森づくり



清水山・将軍塚の森づくり



東山風景林相改善事業



文化的価値発信事業実施状況

公開セミナー



評価軸【3】-37

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和6年度
			現在の状況
地域との協働による歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)作成			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成30年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容

世界遺産をはじめとする寺社や御苑、離宮、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産と一体となって形づくられている歴史的景観を保全し、未来へ継承するため、歴史的資産の価値や特徴、周辺の景観特性、まちの成り立ち等をまとめた「歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)」に地域特有の情報を反映するための取組を進める。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

事前協議(景観デザインレビュー)制度の対象地域となる、世界遺産をはじめとする27箇所の寺社や御苑、離宮等の周辺において、歴史的資産の価値や特徴、周辺の景観特性、街の成り立ち等を分かりやすくまとめた「歴史的資産周辺の景観情報(プロフィール)」資料を作成し、ホームページや景観政策課窓口にて公開している。

さらに、地域との協働による景観づくりを進めるため、地域住民が大切に継承してきた歴史や文化、地域として大切に守っている歴史的資産や景観等、地域ならではの情報をプロフィールに反映する取組としてプロフィール協働版を作成している。プロフィール協働版は、27視点場のうち、13視点場(10学区)で作成済みである。

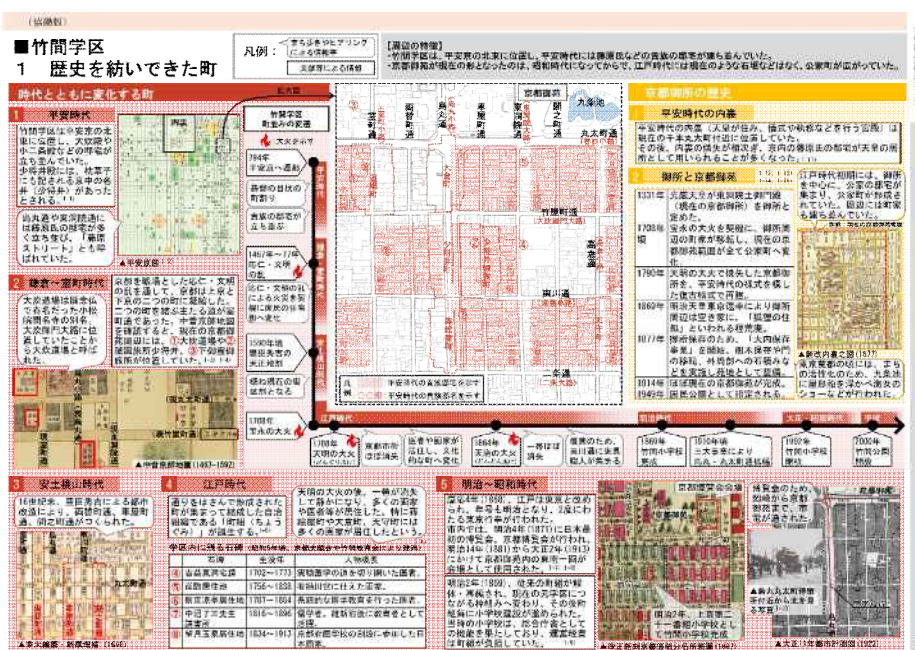
令和6年度は、竹間学区(京都御苑)でプロフィール協働版の作成の取組を行った。

【歴史的風致・基本方針との関係】寺社は、〈祈りと信仰のまち京都〉の歴史的風致において、京都の町の宗教的文化を引き継ぐもので、〈暮らしに息づくハレとケのまち京都〉の歴史的風致において、様々な祭礼等の舞台となっており、これらを中心として形づくる景観や祭礼、まちの繋がりは、歴史的風致を代表するものである。

これらの価値を市民と共有し、規制や支援、景観づくりにつなげることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	27視点場すべてのプロフィール協働版作成に向け、地域の皆様との協働により取組を進めていく。

状況を示す写真や資料等



プロフィール協働版 竹間学区(京都御苑)

評価軸【3】-38

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和6年度
		現在の状況	
地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	令和3年度～		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	地域の個性を活かした魅力ある景観まちづくりを一層推進するため、協議会制度の普及啓発を図るとともに、各地域への専門家の派遣等、制度の活用及び地域活動の充実に向けた支援を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
☐地域景観づくり協議会制度 平成23年度以降、地域の景観づくりに主体的に取り組む組織を、「地域景観づくり協議会」として市長が認定しており、定められた地区内において建築等をしようとする事業者は、市への景観関係の手続(美観地区の認定や屋外広告物の許可等)に先立ち、建築等の計画内容について協議会と意見交換を行うことを義務付けている。令和6年度末時点で16地域の協議会を認定している。 ☐地域の特性に応じた住民主体の景観づくりの支援 地域の個性を生かした多様な主体の参画による景観づくりを推進していくことを柱の1つに掲げ、景観への意識醸成や地域ごとの景観特性の共有、また地域のニーズや将来像に応じてルールづくり等の支援を行っている。 ○「京都市地域景観まちづくりネットワーク」の活動支援 地域景観づくり協議会制度を活用し、景観まちづくりを進めている地域の集まりである「京都市地域景観まちづくりネットワーク」では、参加地域が互いに交流することを主な活動としており、本市及び景観整備機構がその支援を行っている。 令和5年度は、定例会をおおよそ2箇月に1回開催し、ネットワークの今後の在り方や活動内容等について意見交換を行った。 ○景観まちづくりに取り組む地域への専門家派遣等の支援(令和6年度実績) ・祇園新橋景観づくり協議会に専門家を派遣し、地域にふさわしい広告景観の在り方の検討を支援 ・鳥居本町景観まちづくり協議会に専門家を派遣し、地域の課題把握やこれからのまちづくりに向けた取組を支援 ○地域主体のまちづくりのリーサー業務 令和6年度は、過年度までの調査をもとに、まちづくりや景観づくりに取組もうとする主体者への調査を行い、主体の掘り起こし方法の検討と、既存の地域団体と主体者候補とを仲介する機能の拡充方法の企画・検討を行った。			
【歴史的風致・基本方針との関係】京都では、多くの地域で、昔から住民自治の伝統があり、地域による活発な自治活動が行われ、また、それぞれの地域で歴史的建造物や伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。 こうした地域において、景観づくり協議会制度を活用した地域の特性に応じた住民主体の景観づくりを行うことで、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		引き続き、地域の個性を活かした魅力ある景観まちづくりを一層推進するために、地域ごとに将来像やまちづくりの方針等をビジョンとしてまとめ、共有し、ビジョンの実現に向けた取組を推進していくまちづくりのプロセスを支援する。	
状況を示す写真や資料等			
資料なし			

評価軸【3】-39

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和6年度
		現在の状況	
官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進(岡崎地域)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成23年度～		
支援事業名	・H23 都市環境改善支援事業(国土交通省) ・H24 民間まちづくり活動促進事業(国土交通省) ・H24～27 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(国土交通省) ・H28～地方創生推進交付金(内閣府)		
計画に記載している内容	「岡崎地域活性化ビジョン」の推進のための官民地域連携のエリアマネジメント協議会による魅力創出事業、情報発信等。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に、多くの市民・関係者の連携の下で岡崎地域の資源を活かした魅力創出事業や総合的な案内・情報発信に取り組んでいる。 (魅力創出事業) ・「地図で読む 京都・岡崎年代史」の販売。(販売実績 402冊) ・「岡崎さくら回廊十石舟めぐり」の開催。(令和7年3月20日～4月13日) ・その他、エリア内で実施される、施設・事業者間の取組を積極的にコーディネート。 (総合的な案内・情報発信) ・岡崎の総合情報パンフレット「岡崎手帖」(春号)の発行(部数 7万部) 【歴史的風致・基本方針との関係】岡崎地域は、琵琶湖疏水の開発に始まる京都の近代化を象徴するく伝統と進取の気風の地との歴史的風致を形成しており、琵琶湖疏水とその関連施設群、文教施設群などの歴史的な施設が集積している。岡崎地域に関わる様々な主体の連携により、「岡崎地域活性化ビジョン」を推進することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		自走化に向け施設等間連携を確実・強固にし、更には官民連携を進めながら、持続可能な形で地域が一体となった広がりのある取組を進める。	
状況を示す写真や資料等			
			
岡崎手帖 春号		「地図で読む 京都・岡崎年代史」	

評価軸【3】-40

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和6年度
		現在の状況	
西陣を中心とした地域の活性化		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成30年度～		
支援事業名	・H31～R4地方創生推進交付金(内閣府)、R5デジタル田園都市国家構想交付金(内閣府) ・市単独事業		
計画に記載している内容	西陣織をはじめとした伝統産業、伝統文化・伝統芸能、織屋建ての京町家をはじめとした歴史的な町並みなど、西陣を中心とした地域の活性化プロジェクトの展開、情報発信等を実施。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
<活性化プロジェクト等連携事業> ・自走化した民間提案による活性化プロジェクトを中心に、地域内外の様々な主体との連携を進め、より大きな活性化の取組を創り出す「活性化プロジェクト等連携事業」を実施。 ①西陣ピック！～ものづくり体験&まるごとマルシェ～@妙覚寺(令和6年11月2日、大雨警報発令により開催中止) ②第2回 てくてく西陣デジタルスタンプラリー！～フォトコンテスト同時開催～(令和6年10月5日～12月8日、スタンプラリー参加者535人、フォトコンテスト作品応募総数363点) ③親子で巡る！！西陣地域の神社とお寺でクイズラリー(令和6年10月5日～11月2日) ④「京都・西陣におけるローカルの暮らしとまちを巡る2日間」(令和6年11月26日～27日、参加者5名) <活性化ビジョン推進に向けた情報発信> ・ポータルサイト「にしZINE」及びSNS(Facebook、X)等において、活性化に資する情報を随時発信。			
【歴史的風致・基本方針との関係】西陣地域は、西陣織をはじめとした伝統産業や伝統文化・伝統芸能、寺社、花街の文化、歴史的な町並みなど、多彩な魅力・資源を有しており、<ものづくり・商い・もてなしのまち京都>の歴史的風致など様々な歴史的風致を形成している。 西陣地域に関わる様々な主体の連携により、地域の活性化を進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		ビジョンに掲げる将来像の実現に向けては、エリア内の様々な活性化の動きをつなぎ合わせ、より大きな動きにしていける必要があるため、引き続き、西陣地域の活動主体をつなぎ合わせるなどに取り組んでいく。	
状況を示す写真や資料等			
     			
エリアの魅力を発信する連携イベント「西陣ピック！～ものづくり体験&まるごとマルシェ～」を開催		エリア内の回遊性向上等を目的に「第2回 てくてく西陣デジタルスタンプラリー！～フォトコンテスト同時開催～」を実施	
親子で巡る！！西陣地域の神社とお寺でクイズラリー		京都・西陣におけるローカルの暮らしとまちを巡る2日間	
親子で巡る！！西陣地域の神社とお寺でクイズラリーを実施		「京都・西陣におけるローカルの暮らしとまちを巡る2日間」を実施	
ポータルサイトでの情報発信			

評価軸【3】-41

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和6年度
			現在の状況
各区役所・支所における歴史・文化を活かしたまちづくりの推進 【北区「WA(わ)のこころ」創生事業】			☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成28年度～		
支援事業名	市単独事業		
計画に記載している内容	伝統文化の担い手や寺社、大学、区役所等で構成する北区『WA(わ)のこころ』創生ネットワーク会議を設置し、家族や地域の絆、先祖を敬い子孫・未来に思いを致す心、自然への深い感謝の念など「日本のこころ」を次世代に継承していくために北区に縁のある“ホンモノ”の伝統文化の魅力発信等を行う。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で 日本人が古くから受け継ぐ美意識や価値観といった「WAのこころ」を次世代に継承することを目指し、平成29年度から様々な会場において正式参拝や茶道等を体験するイベントを実施。コロナ禍の令和3年度からは、従来のイベント型の事業を刷新し、ラジオ番組の放送や動画配信、広報紙への記事掲載を行い、令和4年度は、佛教大学オープンラーニングセンターとの連携による「北区『WAのこころ』創生講座－文化のWA－」を開始した。			
【令和6年度】 ○ 「北区『WAのこころ』創生講座－文化のWA－」の開講(Zoomによるオンライン受講も可) ・ 北区「WAのこころ」創生ネットワーク会議・河村晴久座長をコーディネーターに、北区に縁のある文化人の方々との対談を通じて、伝統的なものの価値や良さを見つめ直す社会人向けの連続講座。 ・ 4月から毎偶数月第1火曜日 午後3時30分～4時45分(全6回) ○ 市民しんぶん北区版での「文化のココロ」の不定期連載 北区を拠点に、日本が誇る様々な伝統文化や芸術の伝承・創造に活躍される方々を御紹介するシリーズ企画として実施。 ・ 令和7年1月15日号 華道家元池坊 次期家元 池坊 専好 さん			
【歴史的風致・基本方針との関係】 北区には、祈りと信仰の場や祭りや年中行事の舞台でもある寺社や京町家などの歴史的建造物が多く残り、伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が培われてきた。このような取組を行うことは、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		令和7年度についても、北区70周年記念事業とも連携して更に広く、そして深く区民の皆様伝統文化・芸能等に親しんでいただけるよう取組を進めていく。	

状況を示す写真や資料等



【「北区『WAのこころ』創生講座－文化のWA－」】

評価軸③-42

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目		評価対象年度	令和6年度
		現在の状況	
各区役所・支所における歴史・文化を活かしたまちづくりの推進 【左京・地域ゆかりの文化 発信・継承プロジェクト】		☒ 実施済 ☐ 実施中 ☐ 未着手	
事業期間	平成30年度～		
支援事業名	文化庁 文化芸術振興費補助金(地域文化財総合活用推進事業)		
計画に記載している内容	左京区の伝統行事、郷土料理等、地域ゆかりの文化の魅力を区内外へ発信するとともに、50年後、100年後まで継承されるよう取組を実施する。		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
令和6年度は、「石座(いわくら)神社例大祭」取材し、祭りの担い手の方々の思いにスポットを当てた映像を制作。その映像上映及び石座神社奉賛会の方のトークイベント等を実施。内容は次のとおり。			
○事業名 「石座神社例大祭」映像上映会&トークイベント「Join! 左京のまつり」			
1 日時 令和7年3月1日(土)10:00～15:00			
2 場所 HOSTELNINIRoom(京都市左京区丸太町通川端東入東丸太町30-3)			
3 内容 (1) 映像上映会及び石座神社奉賛会によるトークイベント(2部制) (第1部10:30～11:15、第2部14:00～14:45) ア 映像「石座神社例大祭 思いがちな左京の伝統行事」 イ トークイベント出演者 第1部 石座神社奉賛会 五代晋一氏 第2部 石座神社奉賛会 会長 兵庫正寿氏 石座神社奉賛会 山口俊治氏 (2) 藁を使った「魔除け唐辛子飾り」づくりワークショップ(11:30～13:30) (3) その他(10:00～15:00) 石座神社例大祭の衣装着付け体験等			
4 参加者 ・第1部28名、第2部32名 ・ワークショップ2名			
【歴史的風致・基本方針との関係】左京区には、祈りと信仰の場や祭りや年中行事の舞台でもある寺社や京町家などの歴史的建造物が多く残り、伝統行事、景観、生活文化等、個性あふれる資源が育われてきた。このような取組を行うことは、地域の歴史、まちなみ、生活文化等への意識が高まり、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながる。			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		特になし。	
状況を示す写真や資料等			
			
作成したチラシ		映像上映会の様子	

評価軸【3】-43

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
防災まちづくり活動支援事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成24年度～	
支援事業名	・R3～社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業） ・市単独事業	
計画に記載している内容	歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めるため、地域と行政が一体となって防災まちづくりに取り組む。	
定性的・定量的評価（自由記述） ※定量的評価は可能な範囲で		
地域主体の防災まちづくり活動を基本に、地域と行政が連携し、まちや細街路の防災性の向上に向けて、地域の防災上の課題を把握し、最適かつ効果的な取組の検討や具体的な整備改善など対策の実施に取り組んでいる。 また、地域ごとに、特性に応じたまちの目標や将来像、それに向けた対策のあり方等を示す路地・まち防災まちづくり計画が策定されており、これらの活動を支援する専門家を派遣している。 【令和6年度実績】 専門家派遣（業務委託）：4		
【歴史的風致・基本方針との関係】歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針（自由記述）	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	路地・まち防災まちづくり計画が策定された後も、その実現に向け、地域主体で取組を継続することが重要だが、密集市街地の中には、高齢化が顕著な地域や、空き家が目立つ地域も見られ、まちの活力低下により、今後の地域活動への支障が懸念される。幅広いソフト対策を含めた地域防災力向上の活動について、より効果的な支援を検討していく。	
状況を示す写真や資料等		
 ワークショップ  防災まちあるき  路地・まち防災まちづくり計画（R6認定）		

評価軸【3】-44

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
防災まちづくり推進事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間	平成26年度～
支援事業名	・R3～社会資本整備総合交付金(都市防災総合推進事業) ・市単独事業

計画に記載している内容	密集市街地の防災安全性の向上を図るため、老朽化した木造建築物の除却、地域住民等が共同して利用管理する広場等の整備、避難経路に面する危険ブロック塀等の改善に対する助成事業を推進する。
-------------	--

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

密集市街地等では、大規模地震時に、老朽化した木造建築物やコンクリートブロック塀が倒壊し、避難への支障や延焼拡大につながるおそれがあるなど、防災上の課題が見られる。
 このため、危険なブロック塀の整備改善をはじめ、老朽木造建築物の除却やその跡地を利用した、災害時の一時避難や延焼の抑制、円滑な消防活動に寄与する身近な防災ひろばの整備を促進する。

【令和6年度実績】

木造建築物除却事業 補助金交付件数:12件
 まちなかコモンズ整備事業 補助金交付件数:0件
 危険ブロック塀等改善事業 補助金交付件数:2件

【歴史的風致・基本方針との関係】歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	優先的に防災まちづくりを進める地区(国の危険密集市街地に該当)を中心に、地域ごとの防災まちづくりの取組や全市的な制度の普及啓発をとおして、一定の成果は出ているものの、現在も密集市街地の解消には至っていない地域があるため、引続き、歴史的な町街並みを継承していくことを基本としつつ、更なる活用の促進を行う必要がある。

状況を示す写真や資料等

危険ブロック塀等改善事業



除却前



除却後

評価軸【3】-45

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
		現在の状況
細街路対策事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成24年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 袋路の避難安全性の向上を図るため、緊急避難経路の整備、袋路等始端部の建築物の耐震・防火改修、袋路等始端部の整備に対する助成事業を推進する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

細街路の中でも袋路や特に幅員の狭い道などは、大規模地震時に建物の倒壊等により、避難や救助が円滑に行えず、大きな被害が出るおそれがある。

このため、2方向への避難経路の確保をはじめ、入口部分の建物の強化(耐震・防火改修の実施)や避難上支障となる工作物の撤去など、袋路等の避難困難性の改善に寄与する整備改善を促進する。

【令和6年度実績】

緊急避難経路整備事業 補助金交付実績:1件

袋路等始端部における耐震・防火改修事業 補助金交付実績:2件

袋路等始端部整備事業 補助金交付実績:1件

【歴史的風致・基本方針との関係】歴史都市京都の特性をいかしつつ、市民が安心・安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを進めることは、京都市の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、地域力を活かした歴史まちづくりの推進につながるとともに、歴史的町並みの保全・向上につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	密集市街地における木造建築物の耐震化や袋路の解消等の避難安全性を向上させる取組は十分に進んでおらず、更なる促進が求められる。 また、防火改修に関して、意識啓発を進めているものの、その重要性や効果等について、認識が十分に浸透していない状況であり、継続的に啓発を図る必要がある。

状況を示す写真や資料等

始端部等における耐震・防火改修事業
(トンネル部分の除却)



除却前



除却後

評価軸【3】-46

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度 現在の状況
「伝統産業の日」年間を通じた魅力発信事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成14年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に年間を通して伝統産業に触れられる多彩な事業を実施。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

伝統産業の新たな需要の喚起及び京都の伝統産業のファン層を広げるため、若年層や国内外からの観光客をターゲットに、情報発信や体験を通じた興味喚起を行ったほか、民間事業者との連携を強化して、異業種とのコラボレーション等を通じ、これまで接点のなかった層へのアプローチを図った。

【歴史的風致・基本方針との関係】広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながるとともに、<ものづくり・商い・もてなしのまち京都>の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】ターゲットに対するアプローチの手法を見定めることの難しさ 【対応方針】各事業の実績・効果の分析及び伝統産業事業者や異業種からの聞き取り

状況を示す写真や資料等

絵本＆クラフトフェスタ



京都市勧業館みやこめっせでの合同展示販売会



FUDGE Marche



評価軸【3】-47

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度 現在の状況
京都市伝統産業ミュージアムの運営 (京都伝統産業ミュージアムを核とした伝統産業振興事業)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成8年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容

今なお受け継がれ、京都のまちに息づいている伝統工芸品の美と技の世界を紹介するため、「京都市伝統産業ミュージアム」を設置している。常設展示場では京都の多彩な伝統工芸品を一堂に集めて紹介しており、企画展ではテーマを設定し、優れた工芸品の数々や職人に焦点を当てた展示をしている。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

- 1 未来の担い手・使い手の育成
 - (1) 子供のための伝統産業・伝統工芸体験事業
 - (2) 学校における伝統産業授業の活性化支援
- 2 伝統産業製品の生活回帰、定着の促進
 - (1) 他ジャンル、時事問題とコラボした周知・啓発事業
- 3 つくり手等が行う伝統産業活性化の取組支援
- 4 京都伝統産業ミュージアムの展示事業

【歴史的風致・基本方針との関係】市民や観光客に京都の伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めていただく場を提供することは、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながるとともに、＜ものづくり・商い・もてなしのまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】より効果的に多くの対象者に伝統産業の魅力を浸透させる手法の検討 【対応方針】事業参加者の声を聞き取り、業界団体と一丸となって事業の構築に生かす

状況を示す写真や資料等



子供のための伝統産業・伝統工芸体験事業

評価軸【3】-48

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
京の「匠」ふれあい事業		現在の状況 ☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成17年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 市民・観光客等を対象に、西陣織会館、京都伝統産業ミュージアム等において、伝統工芸の制作に携わる職人さんによる制作体験教室、制作実演などを行うほか、職人を小・中学校に派遣し、その卓越した技術を生かした制作実習又は制作実演を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

令和6年度職人の延べ雇用人数:794人
(内訳)

西陣織会館:300人(延べ雇用)

京都伝統産業ミュージアム:76人(延べ雇用)

市内小中学校:418人(延べ雇用)

【歴史的風致・基本方針との関係】伝統技術の職人の方々の雇用創出を図り、業界を維持し、市民や観光客への伝統産業のPRを行うことは、伝統産業の活性化につながるとともに、＜ものづくり・商い・もてなしのまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】伝統産業に関する教育や学習ができる施設や道具、材料が限られている。 【対応方針】引き続き、教育現場や関係施設と連携し、市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作る

状況を示す写真や資料等



制作体験教室

評価軸【3】-49

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
市民狂言会		現在の状況
		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和32年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 大蔵流茂山千五郎家・忠三郎家の協力のもと、市民の皆様にも親しまれる狂言鑑賞会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

年4回の開催

- ・第274回:令和6年 6月 7日(金)午後7時から開催
- ・第275回:令和6年 8月23日(金)午後2時から開催
- ・第276回:令和6年12月 6日(金)午後7時から開催
- ・第277回:令和7年 3月 7日(金)午後7時から開催

【歴史的風致・基本方針との関係】昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成29年度で60周年を迎え、200回以上の開催を数えており、＜文化・芸術のまち京都＞の歴史的風致を形成している。
京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することは、＜文化・芸術のまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし

状況を示す写真や資料等



各回の番組及び出演者

評価軸【3】-50

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
京都薪能		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 昭和25年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 毎年6月1日・2日に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和25年(1950)から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

日 時 令和6年6月1日(土)及び6月2日(日) 午後6時～午後8時40分頃

場 所 ロームシアター京都メインホール ※雨天のため

来場者 1日:2,041人、2日:1,536人

※令和2、3年度はコロナにより中止

【歴史的風致・基本方針との関係】「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、令和元年で第70回を数え、＜文化・芸術のまち京都＞の歴史的風致を形成しており、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。
京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することは、＜文化・芸術のまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし

状況を示す写真や資料等



過去開催の様子

評価軸【3】-51

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
京都市伝統産業技術功労者顕彰制度、京都市伝統産業技術後継者育成制度、京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	昭和42年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	伝統産業の振興・発展の基礎づくりの推進、伝統産業に携わる若手技術後継者の確保及び養成、伝統産業業界において中核を担いつつある中堅技術者の意欲向上を目的に、功労者顕彰や後継者育成、名匠認定制度を実施。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
令和6年度認定者数(これまでの認定者数) 京都市伝統産業技術功労者顕彰制度・・・11人(1,211人) 京都市伝統産業技術後継者育成制度・・・10人(1,350人) 京都市伝統産業「未来の名匠」認定制度・・・9人(146人)		
【歴史的風致・基本方針との関係】伝統産業を支える技術者を育成・表彰していくことによって、伝統産業技術及び関係業界の振興・発展・継承に努めることは、＜ものづくり・商い・もてなしのまち京都＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】職人の高齢化と担い手不足 【対応方針】引き続き、技術の承継と後継者育成を図る。	
状況を示す写真や資料等		

技術功労者・未来の名匠合同式典の様子



「京都市伝統産業技術後継者育成制度」資金受給者による作品展



評価軸【3】-52

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
花街の伝統芸能保存育成事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成8年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	花街の伝統伎芸を保存・継承することを目的として設立された「公益財団法人京都伝統伎芸振興財団(おおきに財団)」の行う伝統伎芸保存・育成事業を助成する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
公益財団法人京都伝統伎芸振興財団(おおきに財団)が行う伝統伎芸保存・育成事業を助成した。		
【おおきに財団の取組】 ☐ 伎芸研修等助成 伝統伎芸の保存継承や後継者の育成を行うため、各歌舞会での学校での研修事業や楽器の新調・補修に対して助成を行った。 ☐ 舞台発表会助成 伝統伎芸の向上を図るため、各歌舞会が実施する舞台発表会に助成を行った。 ☐ 伝統行事参加助成 京都の伝統行事のひとつである「かにかくに祭」への参加に対して助成を行った。		
【歴史的風致・基本方針との関係】 「京の芸妓・舞妓」が存在する京都の花街は、都の歴史とともに歩み、今なお歌舞を中心とした邦楽、邦舞等の伝統伎芸を伝承しており、その町並みとともに「ものづくり・商い・もてなしのまち京都」の歴史的風致を形成している。これら花街の伝統伎芸を保存・育成することは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし	
状況を示す写真や資料等		
写真使用不可のため写真なし		

評価軸【3】-53

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
葵祭・時代祭の運営等に対する支援事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	—	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	葵祭・時代祭は京都の三大祭として全国的によく知られており、その運営資金等の一部を協賛会を通じて助成する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
○葵祭 5月15日、葵祭行列が実施され、行列執行に資する経費の一部を助成した。 ○時代祭 10月22日、時代祭行列が実施され、行列執行に資する経費の一部を助成した。 【歴史的風致・基本方針との関係】葵祭や時代祭は、＜暮らしに息づくハレとケのまち京都＞の歴史的風致や＜伝統と進取の気風の地＞の歴史的風致を構成する伝統的な人々の活動であり、これらの祭りを支援していくことは、京都の歴史的風致を維持するために不可欠であり、また活性化に対しての助成を行うことは、京都市の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし	
状況を示す写真や資料等		
写真使用不可のため写真なし		

評価軸【3】-54

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
伝統芸能文化創生プロジェクト		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成30年～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 平成23年度に策定した「国立京都伝統芸能文化センター（仮称）基本構想」に掲げるセンターに備えるべき機能の実現を目指すプロジェクト。「五感で感じる和の文化事業」の成果を引き継ぎ、伝統芸能文化に関する保存・継承・普及等の総合的な観点から、伝統芸能文化を取り巻く課題の改善や継承へ向けた提案に取り組む。

定性的・定量的評価（自由記述） ※定量的評価は可能な範囲で

<令和6年度の実施内容と実績>

①伝統芸能文化に係る総合相談窓口の設置 ⇒相談件数:335件(令和7年2月28日まで)

②ネットワーク構築・リサーチ ⇒累計92件構築(令和7年2月28日まで)

③参加・協力事業

④伝統芸能文化復元・活性化 共同プログラム ⇒応募:12件、うち採択:2件

【歴史的風致・基本方針との関係】「五感で感じる和の文化事業」を継承することによって、市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ、体験することができる機会を創出し、今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり、伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながる。
この事業を継続していくことは、<文化・芸術のまち京都>の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、文化芸術・伝統産業の継承、後継者の育成につながる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針（自由記述）
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし

状況を示す写真や資料等

令和6年度募集

◆応募総数：12件 ◆採択案件数：2件

件名	申請者等名	内容
石川県加賀市の獅子舞アーカイブを通じた次世代への芸能継承事業	加賀市獅子舞を応援する会（石川県） 代表：吉野 裕之	石川県加賀市において各地域の獅子舞の写真や動画の撮影、実演家や関係者へのインタビュー、座談会などを通して、地域の獅子舞の特色や芸能を明らかにするとともに、獅子舞の所作や稽古手法などの映像記録を行うことで、獅子舞の担い手促進を図る。
各地域の鋒差しとの共同による剣（マネキ）の使い方調査及び試作、担い手育成事業	嵯峨祭 牡丹鋒保存会事務局（京都府） 代表：小林 昭八 田中 靖之	各地域の剣鋒の差し手と共同し、剣鋒行事で使用する剣の強度や材質、差し方など各団体の剣の特性を調査する。差し手の意見を汲み、若手にも安全に使用できる剣の試作、体験会の開催や映像発信を行うことで、次世代の担い手育成を行う。

評価軸【3】-55

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
安心・安全な京都観光のための情報発信 (旧事業名:観光地の混雑状況の発信)		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	令和元年度～	
支援事業名	市単独事業	
計画に記載している内容	スマートフォン利用者の位置情報等のビッグデータをもとにした観光地の混雑予測や、リアルタイムの混雑状況、混雑しやすい時間でも快適に観光できるおすすめスポットの情報等を、京都観光公式サイト「京都観光Navi」において発信することで、観光客の更なる分散化を図り、混雑の解消と、密を避けた安心・安全な京都観光を推進する。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
【観光快適度予測の表示エリア】7エリア11箇所 ○嵯峨・嵐山:渡月橋北詰、竹林の小径 ○祇園・清水:花見小路、清水坂～ねねの道 ○伏見:伏見稲荷大社付近 ○京都駅周辺:京都駅前バス乗り場 ○哲学の道・岡崎:哲学の道北端、岡崎公園 ○市内中心部:錦市場 ○衣笠・北野・西陣:北野天満宮前付近、金閣寺道付近 【ライブカメラ配信エリア】7エリア13箇所 ○嵯峨・嵐山:渡月橋北詰、竹林の小径、清涼寺、大覚寺、嵯峨鳥居本 ○祇園・清水:ねねの道、花見小路 ○伏見:伏見稲荷大社付近 ○京都駅周辺:京都駅前バス乗り場、八条口タクシー乗り場 ○哲学の道・岡崎:哲学の道北端 ○市内中心部:錦市場 ○衣笠・北野・西陣:北野天満宮前付近 【歴史的風致・基本方針との関係】京都市では、市民生活と観光の調和の下、観光の力を活かして、京都の文化・コミュニティの継承・発展、地域経済の活性化や都市機能の強化、教育・保険・福祉など様々な分野の課題解決を図り、市民のくらしや地域にとっての豊かさにつなげることとしている。 観光地の混雑予測や混雑状況を発信することは、観光客の利便性が向上するとともに、市内周辺部に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和が図ることができ、京都の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要である。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	【課題】観光需要の本格的な回復が進む中、市民生活と観光の調和を図るため、「京都観光快適度マップ」の掲載情報を充実はもとより、混雑を避け快適な京都観光に向けた情報発信及び分散化に資する取組をより一層推進していく必要がある。 【対応方針】令和5年度に外国人観光客のビッグデータの導入及び混雑予測の確度向上、ライブカメラ映像へのテロップ表示機能の導入、ポータブルライブカメラの導入・運用を実施。	
状況を示す写真や資料等		
・ライブカメラ映像へのテロップ表示機能の導入  【LIVE】京都駅八条口タクシー乗り場ライブ中継カメラ(京都市観光協会公式)/Kyoto ・ポータブルライブカメラの導入・運用 配信実績(令和6年度) 7月:祇園祭、8月:五山の送り火、10月:時代祭・鞍馬の火祭、 11月:秋の観光シーズン、12月:年末年始、2月:節分、3月:春の観光シーズン		

評価軸【3】-56

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

項目	評価対象年度	令和6年度
		現在の状況

観光案内標識アップグレード推進事業
(旧事業名: 観光案内標識設置事業)

☐ 実施済
☒ 実施中
☐ 未着手

事業期間 平成30年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 国内外からの観光客の受入環境整備や回遊性の向上による場所の分散化を目的に、観光案内標識の統一的なデザインや記載内容等を定めた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき設置した観光案内標識の維持管理を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

此種観光案内標識として、観光客が求めるエリアにおける回遊性は、多様なエリアへの観光の推進に向けて、案内標識等の設置、修繕を実施した。

※令和6年度実績 (修繕: 2基(右京区1基、西京区1基)、旧型撤去3基(山科区1基、東山区2基))

【歴史的風致・基本方針との関係】快適な受入環境の整備のため、観光案内標識を整備する際の考え方を示す「観光案内標識アップグレード指針」に基づき整備を進めることは、＜京の街道とその周辺＞の歴史的風致や＜千年の都を育む水・土・緑＞の歴史的風致を後世へ継承するうえで重要であり、観光客の利便性が向上するとともに、市内各所に観光客が訪れやすくなり、観光地の混雑解消に寄与することで市民生活と観光の調和が図られる。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし

状況を示す写真や資料等

案内標識(西京区嵐山中尾下町)



案内標識(右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町)



評価軸【3】-57

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
地域と連携した観光課題解決等推進事業		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 平成30年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容 観光客へのマナー啓発や混雑対策など、観光に起因する課題の発生防止・解決を図り、市民・観光客の安心・安全を確保するとともに、地域文化を継承していくため、地域団体等が自主的に取り組む観光課題解決の活動に対して補助を行う。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

<令和6年度の補助実績>

- 補助件数:8件
- 補助金交付額(予定):3,767,000円
- 主な申請内容:
 - ・ポスター等による観光マナーの啓発
 - ・HP改修し、観光マナーについて掲載

【歴史的風致・基本方針との関係】

地域団体等が自主的に取り組む観光課題解決の活動に対して補助を行うことは、観光客のマナー向上に寄与するとともに、地域コミュニティの活性化に寄与することで市民生活と観光の調和が図ることができ、京都の7つの歴史的風致を後世へ継承するうえで重要である。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし

状況を示す写真や資料等

資料なし

評価軸【3】-58

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
魅力ある夜間景観づくり		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手

事業期間 令和元年度～

支援事業名 市単独事業

計画に記載している内容
京都市では、都市での暮らしや営みを生き活きとしたものとし、新たな価値を創造する都市としていくことを目標とし、日中だけでなく夜においても魅力的な京都ならではの景観づくりに取り組んでいる。夜間景観づくりのための指針「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を令和4年3月に策定した。

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

平成30年度の現状調査、令和元年度の社会実験、令和3年度のパブリックコメントの実施等を経て、魅力ある夜間景観づくりのための指針「京都のあかり 京都らしい夜間景観づくりのための指針」を令和4年3月に策定した。夜間景観は一人一人の取組が大切であり、さらにそれが線や面へとつながっていくことが必要であるため、本指針を活用しながら、市民、事業者、行政で協働し取り組んでいく。

○夜間景観づくりに関する取組(令和6年度実績)

・先行事例の調査や梅小路公園における実地検証により、良好な夜間景観づくりによる経済効果の分析に加え、民間団体や事業者による自主的な取組の普及促進に向けた支援の在り方について検討した。

・鴨川を中心としたまちづくりの一環として、川端通(三条ー四条間)を対象に、鴨川左岸における夜間景観づくりの実験を行った。

【歴史的風致・基本方針との関係】夜間景観は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、地域の特性に応じた夜間景観を誘導し、京都の夜間景観の魅力の向上を図ることにより、新たな賑わいを創出するとともに、歴史的建造物をめぐり、歴史的資源や町並みを実際に感じることで、京都の魅力や歴史的価値を再認識する機会となり、京都市の7つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	夜間景観づくりのための指針を元に、地域コミュニティ等と協働して夜間景観づくりを推進するための具体的な手法の検討及び機運の醸成を行う。

状況を示す写真や資料等



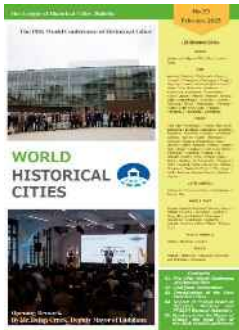
川端通の実験状況



梅小路公園の実験状況

評価軸【3】-59

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
事業期間	平成6年～	
支援事業名	任意団体(世界歴史都市連盟)の事業	
計画に記載している内容	「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が会長と事務局を務めている。連盟の活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」と総会の開催と年一回の理事会、そして定期的な機関紙の刊行やウェブサイトを通じた会員都市間の情報共有と交流である。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
スロベニア共和国のリュブリャナ市で第19回世界歴史都市会議及び2024年度世界歴史都市連盟理事会・総会を開催。会議では、「持続可能な都市モビリティによる活気ある歩きやすい市街地づくり」をテーマに、参加各都市からの取組発表や、意見交換などが行われた。京都市からは松井市長が「歩くまちの推進を通じた世界都市・京都の魅力向上」を演題に、京都のまちの特徴やビジョンを紹介するとともに、「歩くまち」の推進に係る施策や歴史的景観を保全するうえでの課題等について発表した。理事会では、第20回(2026年)及び第21回(2027年)会議開催都市の選定を行い、投票の結果、第20回は姫路市(日本)、第21回はイスファハン市(イラン)での開催が決定。総会では、理事会での決定事項等を加盟都市に報告した。 広報面では、歴史都市の取組等を掲載した連盟機関紙の発行や連盟公式ウェブサイトによる情報発信を行った。また、京都市内在住又は市内の学校に在籍の小中学生を対象に、「世界子ども絵画コンテスト」を実施し、応募作品7点を「世界子ども絵画展 in Kyoto」と題して、令和6年10月15日～25日にかけて市役所本庁舎にて展示した。なお、応募作品の中から選ばれた、京都市代表作品1点は、リュブリャナ市での第19回会議開催期間中、世界各都市の代表作品とともに展示された。 ・第19回世界歴史都市会議(リュブリャナ市 2024年11月12～14日開催) 参加都市 29都市(15箇国)、参加人数 152人 ・2025年4月現在の加盟都市数 135都市(65箇国・地域)		
【歴史的風致・基本方針との関係】世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展につながり、京都市の7つの歴史的風致の維持及び向上に寄与する。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	大規模な災害や国際社会の分断などにより、歴史・文化遺産や観光資源を有する世界の歴史都市は厳しい状況に置かれている。今後も世界の歴史都市と友好的な関係を構築し、「保存と開発」という共通の課題解決に向けて、協力して取り組んでいく。	
状況を示す写真や資料等		
 第19回世界歴史都市会議の様子   連盟機関紙の発行  公式ウェブサイトの運営		

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
文化財の調査及び指定・登録について		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	京都市にとって特に重要な文化財の指定・登録を進める。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・令和6年度として、下記の文化財を新たに登録した(令和7年3月28日付け告示)。 美術工芸品(絵画):紙本著色十禅寺再興縁起 山本素軒筆 1巻(宗教法人十禅寺所有) 美術工芸品(彫刻):木造女神坐像 2躯(宗教法人市比賣神社所有) 美術工芸品(古文書):立入家文書 53巻、64冊、1幅、36通、1綴、11枚(京都市所有) 美術工芸品(考古資料):梅ヶ畑遺跡出土品 573点(京都市所有) 美術工芸品(歴史資料):異国渡海船路積図 1鋪(宗教法人山國神社所有) 美術工芸品(歴史資料):大明地理之図 1鋪(宗教法人山國神社所有) また、下記の文化財を登録した(同日付け告示) 無形民俗文化財:即成院二十五菩薩お練り供養(即成院菩薩会) 加えて、下記の文化財を指定解除した(同日付け告示)。 建造物:長楽館(株式会社長楽館所有) 天然記念物:古知谷のカエデ(宗教法人阿彌陀寺所有) ・上記指定・解除により、本市指定・登録文化財件数は553件となった(令和7年4月1日現在)。		
実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	特になし	
状況を示す写真や資料等		
令和6年度京都市指定・登録文化財		
 立入家文書 (指定・美術工芸品 古文書)  大明地理之図 (指定・美術工芸品 古文書)  即成院二十五菩薩お練り供養  木造女神坐像 (指定・美術工芸品 彫刻)		

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
文化財の修理、防災防犯対策、周辺環境の整備など		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	修理に係る補助、融資や、税負担の軽減など、必要な支援を実施し、負担軽減を図っていく。 平常時から文化財所有者への防火・防災に対する注意を喚起するとともに、地域の住民、専門家、消防署・消防団などの文化財の関係機関の協力による文化財の災害予防や、文化財が被災した場合の応急措置なども含めた対策について検討を行っていく。 災害発生時に、より迅速な消火・通報・文化財搬出等の初動活動を実施するための「文化財市民レスキュー体制」を構築しており、引き続き、消防訓練等の取組を通じて、一層の充実を図っていく。また、地震、台風等の大規模災害の発生時には、広域での応援が受けられるよう、関係機関や他都市等との連携の仕組みを検討していく。 近年、文化財を毀損する行為や文化財の盗難事件等が各地で発生していることなどから、防犯に係る備えも進めていく。 京都文化遺産の特性や、その周辺環境、関係者の状況に応じて、その価値を最大源活かせるよう、景観の保全施策やまちづくりに関する施策と、文化財保護施策との連携により、最適な手法で保存活用を目指す。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
・京都市指定登録文化財(建造物)を保護し、市民の文化及び地域の文化の向上及び発展に資するため、文化財保護事業を行う者に対して補助金を交付する。令和6年度は、日下部(式部)家など18件の修理事業(建造物)を実施した。【再掲】 ・令和元年度のノートルダム大聖堂及び首里城での大規模火災を踏まえ、本市の貴重な財産である市指定・登録文化財について、確実に次世代に継承するため、令和2年度から6年度までの5年間、「自動火災報知設備」、「防犯カメラ」の設置や更新等防災対策事業に対する補助を拡充するとともに、「消火器」の設置や更新についても補助し、防災対策を重点的に強化する。令和6年度は、4件の防災対策事業に対する補助を実施した。(令和6年度で事業終了)【再掲】 ・2025年大阪万博の開催を控え、文化財が有する社会的・経済的価値を観光、産業、研究、まちづくりなどの様々な分野に活用し、地域の活性化につなげていくため、令和2年度から6年度までの5年間、京都市指定・登録文化財の修理補助の対象となる額の上限を拡大し、集中的に修理を推進する。令和6年度は1件(建造物)の修理事業を実施した。(令和6年度で事業終了)【再掲】 ・伝統的建造物群保存地区内における修理・修景助成:15件【再掲】 ・周辺環境の整備については、景観重要建造物新規指定4件、歴史的風致形成建造物新規指定20件を行った。【再掲】 ・夏の文化財防火運動(7月12日から18日まで)及び文化財防火運動(1月23日から29日まで)期間中に、文化財関係社寺等において消防訓練を行うとともに、10月から11月に電気火災から文化財を守るため、電気設備の安全点検を行った。		
実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	文化財を保全するためには、それ自身の保存のみでなく、周辺環境の保全・整備が不可欠であるため、景観保全施策・まちづくりに関する施策・文化財保護施策・防災施策等、様々な施策を協同して進められるよう、関連部署の連携を図っていくことが必要。	
状況を示す写真や資料等		
文化財の修理等(市指定文化財の修理)		
 市指定文化財・日下部(式部)家 修理前 ➡  市指定文化財・日下部(式部)家 修理後		

伝統的建造物群保存地区における修理・修景



修理前
(屋根修理)



修理後
(屋根修理)

周辺環境の整備

・令和6年度新規指定件数(景観重要建造物:4件、歴史的風致形成建造物:20件)



岩佐家住宅



三条大橋
(歴史的風致形成建造物)

防災事業



防火訓練(醍醐寺)

評価対象年度		令和6年度
項目		現在の状況
文化財に関する普及・啓発、人材育成など		☐ 実施済 ☒ 実施中 ☐ 未着手
計画に記載している内容	京都文化遺産を未来に伝えていくためには市民一人一人が担い手となり、持続的な維持継承に取り組むことが重要である。京都市が関係団体等の協力を得て養成している「京都文化財マネージャー」等も活躍しており、こうした活動の活性化を図るため必要な情報提供や人材育成等について積極的に支援していく。	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
令和6年度の文化財マネージャー育成講座は、開催時期を4月から10月に改めて実施した(従前は1月から7月)。また、文化財マネージャー全員を対象としたスキルアップ研修を、京都を彩る建物や庭園の所有者研修会と併せて実施した。		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	文化財マネージャーのスキルアップを図る必要がある。スキルアップの研修や登録後の活動において連携を図ることにより、スキルの向上を目指す。	
状況を示す写真や資料等		
●文化財マネージャー講座 ・文化財マネージャー育成講座の開催:全14回 ○令和6年4月～令和6年10月 育成講座受講生:36名 ・文化財マネージャースキルアップ研修の開催 開催日:令和7年2月11日(計1回) 内 容:京都の庭園と庭師の役割 「京都における庭園の歴史と見方」 町田 香 氏(京都芸術大学准教授) 「庭園文化と庭師の役割」 梅野 星歩 氏(株式会社梅鉢園代表) - 会 場:公益財団法人 京都市景観・まちづくりセンター(ワークショップルーム)		
 文化財マネージャー育成講座  文化財マネージャースキルアップ講座		

報道等タイトル		評価対象年度 年月日	令和6年度
延伸疏水船 高額も完売	令和6年4月9日	京都新聞	
空き家活用 専門家の派遣増	令和6年4月9日	京都新聞	
鴨川の 夜京らしい景観は 市、魅力向上へ試行錯誤	令和6年4月11日	京都新聞	
二条城本丸御殿市民向け内覧会	令和6年6月18日	京都新聞	
市役所屋上で山鉾鑑賞 京都市、初の試験導入	令和6年6月18日	京都新聞	
祇園祭山鉾館 初の大修理へ	令和6年6月22日	京都新聞	
形とどめた江戸前期の船「淀周辺に造船の中心地」	令和6年7月5日	京都新聞	
京都市空き家流通へ補助金	令和6年8月30日	京都新聞	
文化遺産保護へ「京都宣言」	令和6年9月13日	京都新聞	
素晴らしいかな 京のモダン建築 市内で一斉公開開始まる 工織大でガイドツアー	令和6年11月2日	京都新聞	
秋の夜に浮かぶ二条城 本丸御殿に映像投影	令和6年11月13日	京都新聞	
清水焼や七宝、酒も コラボ続々 妖しく美しく	令和6年11月18日	京都新聞	
酒造り 無形遺産に 日本酒・焼酎 振興弾み	令和6年12月6日	京都新聞	
チマキザサ保護区 新たに ボランティア移植 左京区花脊 祇園祭「厄よけちまき」材料	令和6年12月19日	京都新聞	
織豊期遺構 発見相次ぐ 「国宝級」定家直筆の注釈書	令和6年12月29日	京都新聞	
夜間景観 経済効果を検証 市、梅小路公園で社会実験	令和7年1月29日	京都新聞	
先斗町路地彩る 鮮やかいけばな まちづくり協が企画	令和7年2月13日	京都新聞	
空き家 高く売れるかな 京都市がカードゲーム制作 リアルな課題を疑似体験	令和7年3月13日	京都新聞	
3・8「町家の日」魅力を発信 京でイベント、8軒一般公開	令和7年3月14日	京都新聞	
市営地下鉄新型、7編成目GO 北山丸太と京念珠展示	令和7年3月22日	京都新聞	
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
京都市の歴史的建造物の公開イベント、夜間景観の取組、京の酒造りや伝統産業等に関する記事が報道機関に取り上げられ、歴史的建造物や文化・芸術等の普及啓発へと繋がった。			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)		
□計画の進捗に影響あり ■計画の進捗に影響なし	報道に取り上げられた取組は、その意見を踏まえながら各施策に活かせるよう検討を行う必要がある。		
状況を示す写真や資料等			
掲載可能な資料なし			

項目		評価対象年度	令和6年度
デジタル技術等を活用した歴史まちづくりの普及啓発			
計画に記載している内容	記載なし		
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で。記事・議会議事録等を添付			
景観重要建造物や歴史的風致形成建造物、歴史的風致(祭礼やものづくり、伝統文化等)の紹介、景観政策及び町並み保全の取組を動画媒体で広く発信することを目的に、YouTube「京都市景観政策課まちなみチャンネル」を開設(令和5年8月)し、普及啓発を進める。 (令和6年度末時点) ・チャンネル登録者数:512人 ・公開動画数:31本(累計) ・チャンネル視聴回数:38,905回(累計)			
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題と対応方針(自由記述)	
☐ 計画の進捗に影響あり ☒ 計画の進捗に影響なし		特になし。	
状況を示す写真や資料等			
 YouTube「京都市景観政策課 まちなみチャンネル」  【京都市公式】【京の伝統行事】祇園祭 山鉾行事 GION FESTIVAL KYOTO 2909 回視聴・10 か月前  【京都市公式】【京の建物】商家の歴史と町家の伝統を継承する「生谷邸」 KYOTO... 6932 回視聴・1 年前 公開動画(抜粋)			

法定協議会等におけるコメント

(様式2)

評価対象年度	進行管理・評価:令和6年度
・法定協議会等におけるコメント	
コメントが出された会議等の名称: 令和7年度第1回京都市歴史まちづくり推進会議	
会議等の開催日時: 令和7年6月6日(金)	
(コメントの概要)	
●全体の取組に対して、特に意見はなし。 ●歴史的風致形成建造物の指定を積極的に進めていくため、重点区域の拡大や歴史的風致の追加に関して、今後の計画変更及び3期計画の策定等でも引き続き検討していただきたい。	
●引き続き、歴史まちづくり事業の推進を進める。 ●歴史的風致形成建造物の指定にあたり、地域における歴史的風致の調査、検討を引き続き、進めていく。	